

令和7年度コミュニティ・スクール関係課協議会 協議事項資料集

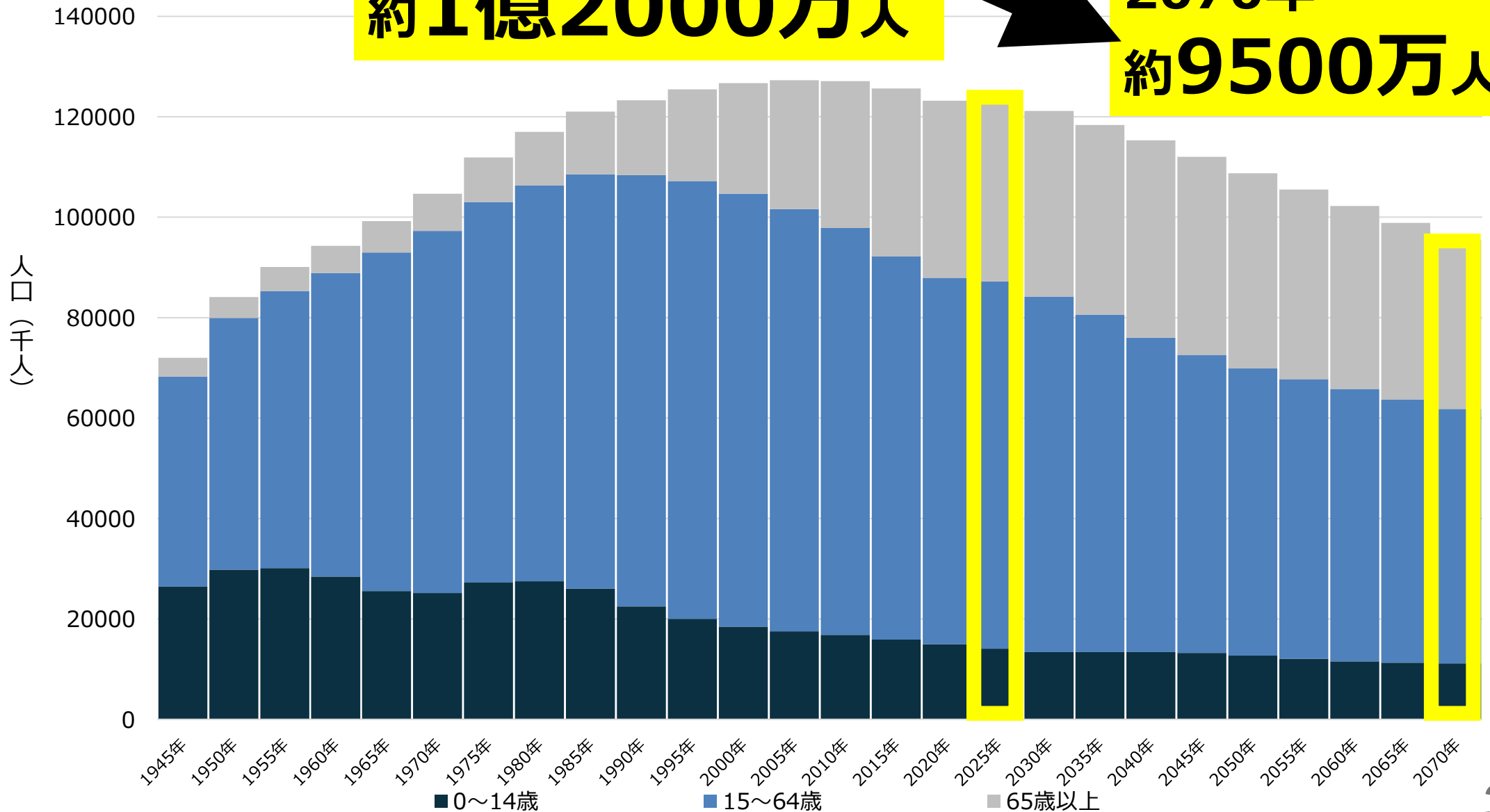
- ・社会の状況
- ・法定のコミュニティ・スクールの意義再確認
- ・コミュニティ・スクールの地方自治機能の強化
- ・大学生を含む若者世代の参画
- ・R 8 年度予算要求（偏在の是正、要件厳格化含む）
- ・税制改正要望
- ・働き方改革（法改正、事例、新 3 分類）
- ・学力低下問題対策
- ・仙台フォーラム
- ・手引き改訂案

社会の状況

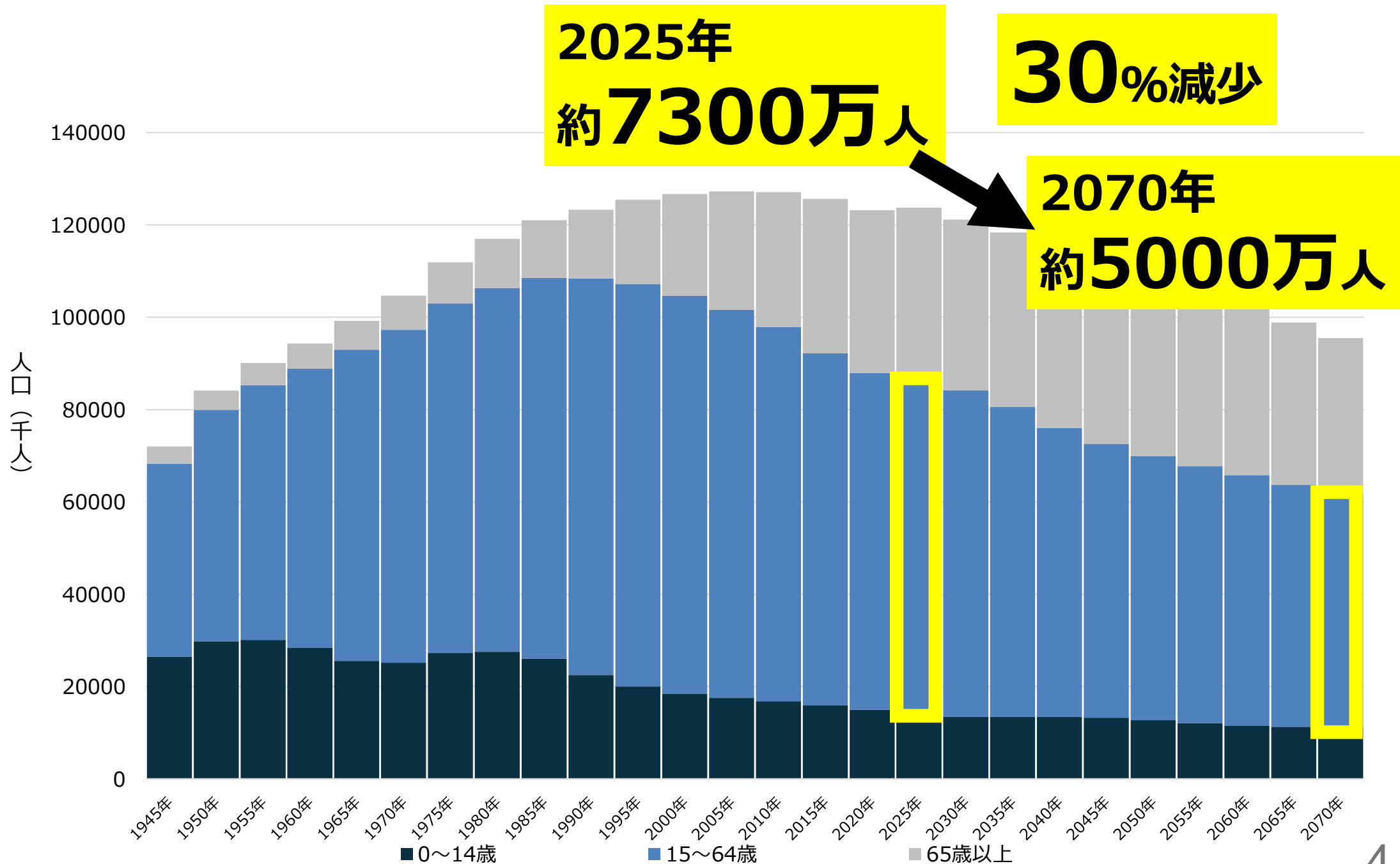
人口減少

2025年
約1億2000万人

2070年
約9500万人



生産年齢人口減少



出生数減少

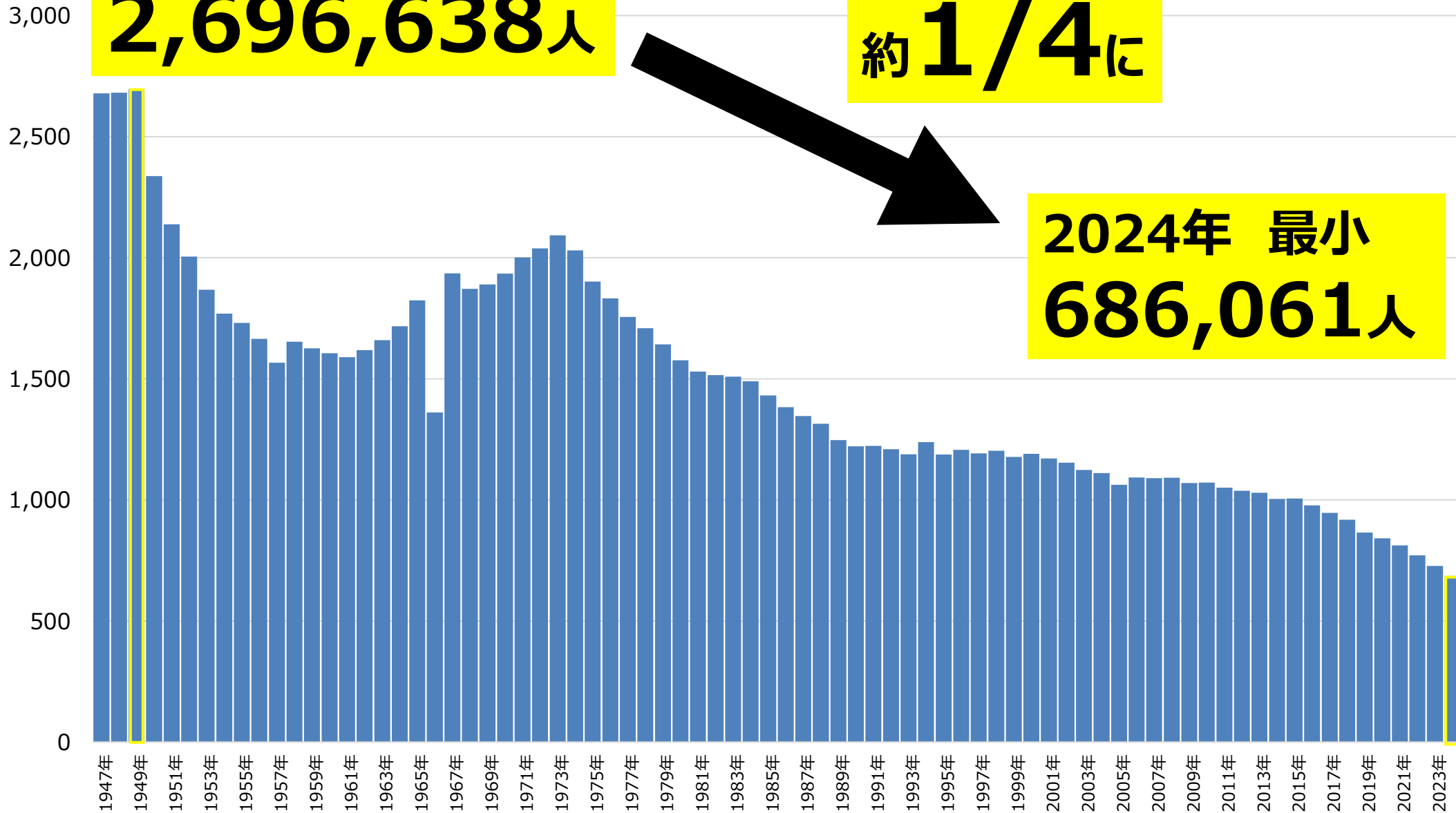
1949年 最多

2,696,638人

約 $\frac{1}{4}$ に

2024年 最小
686,061人

出生数
(千人)



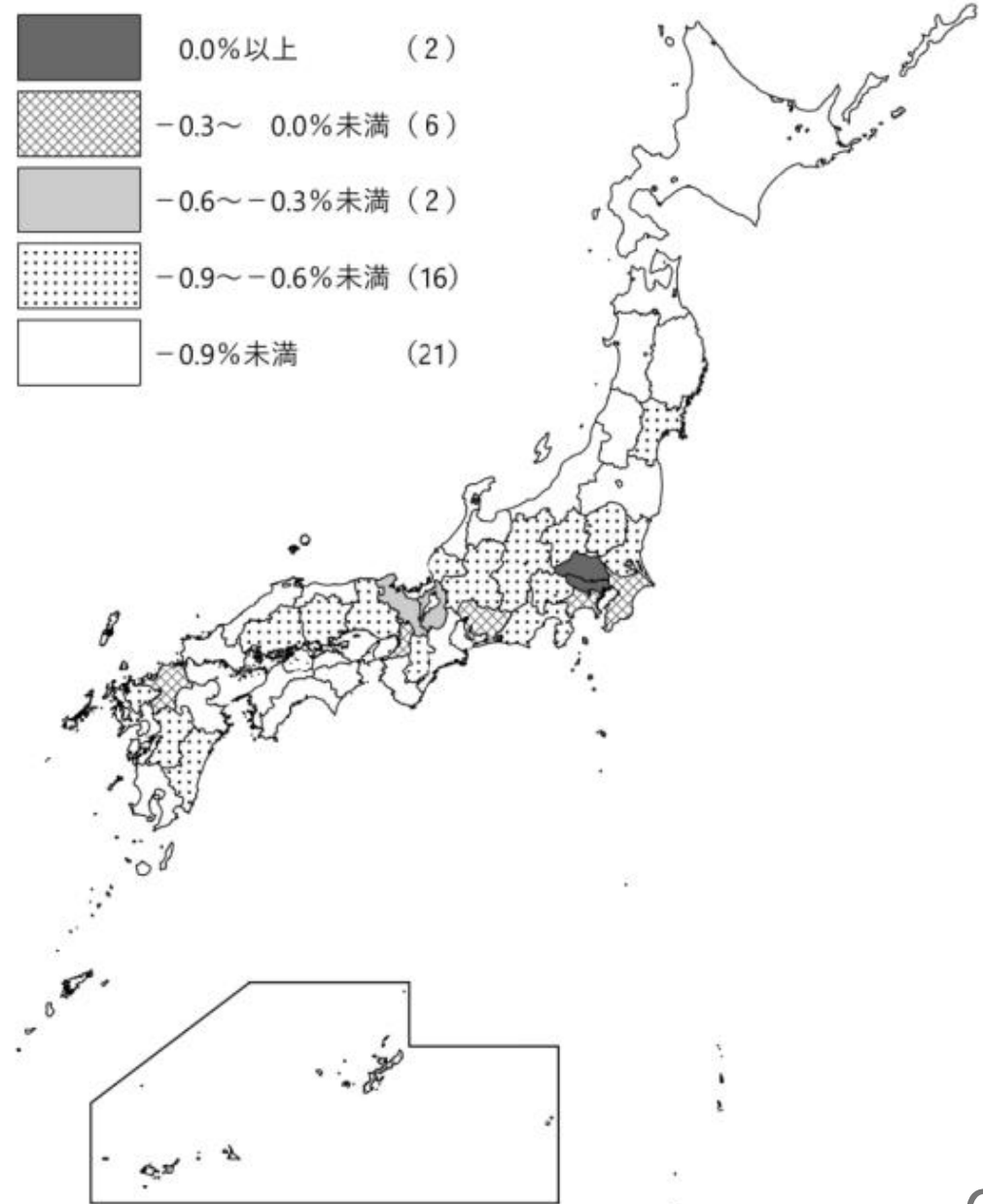
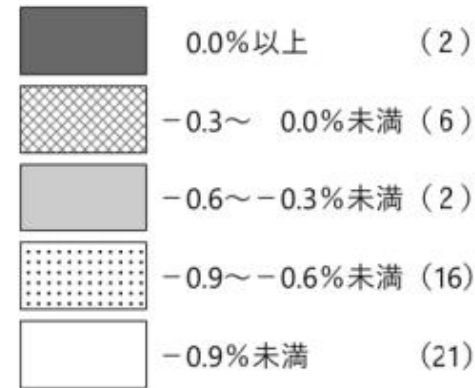
都道府県別の人口増減率 (2023年10月～2024年9月)

2都県のみ増加

(東京都と埼玉県)

45道府県は減少

人口増減率
()内は都道府県数

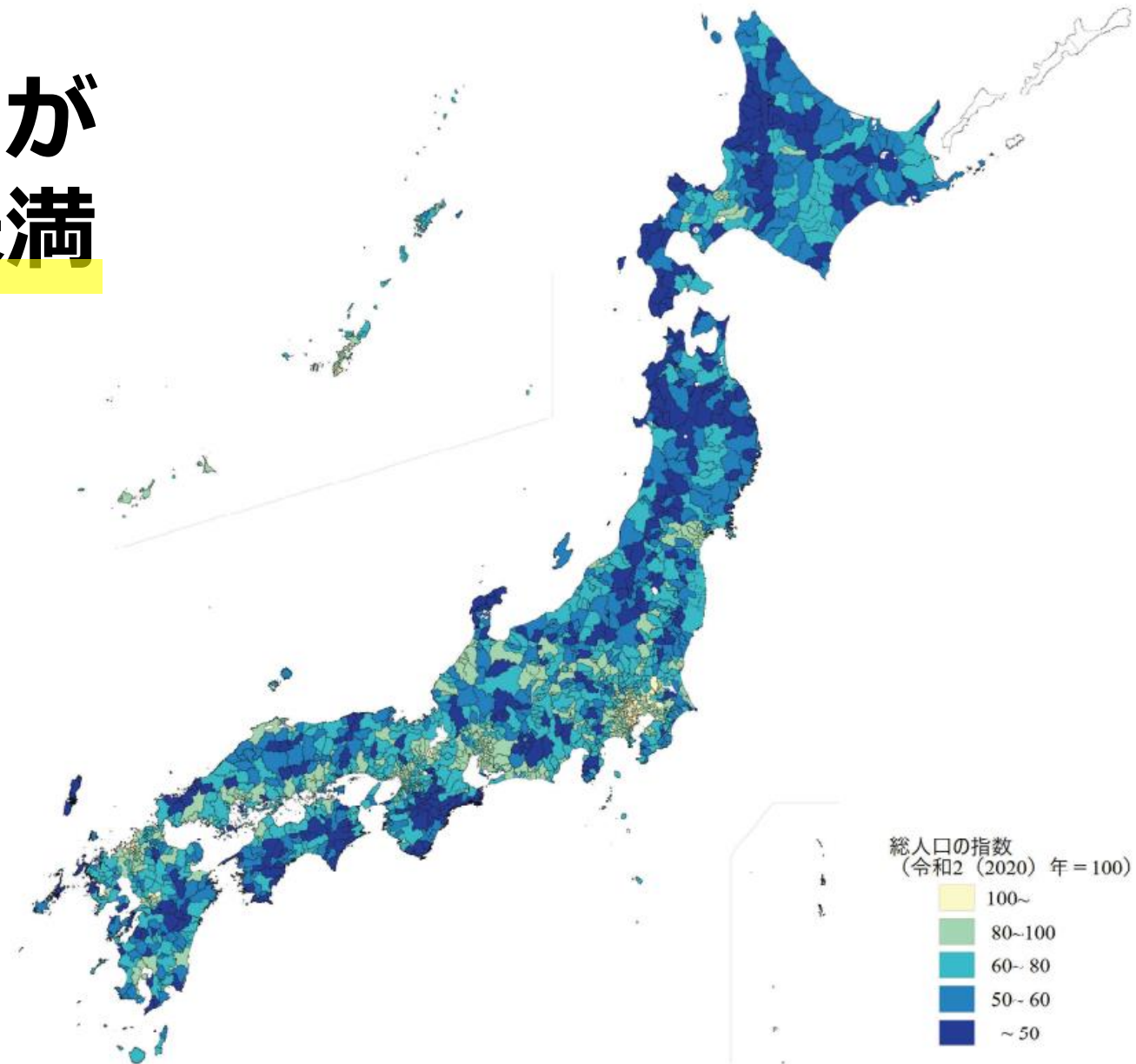


人口推計 (2024年 (令和6年) 10月1日現在)
総務省2025年4月14日公表資料より

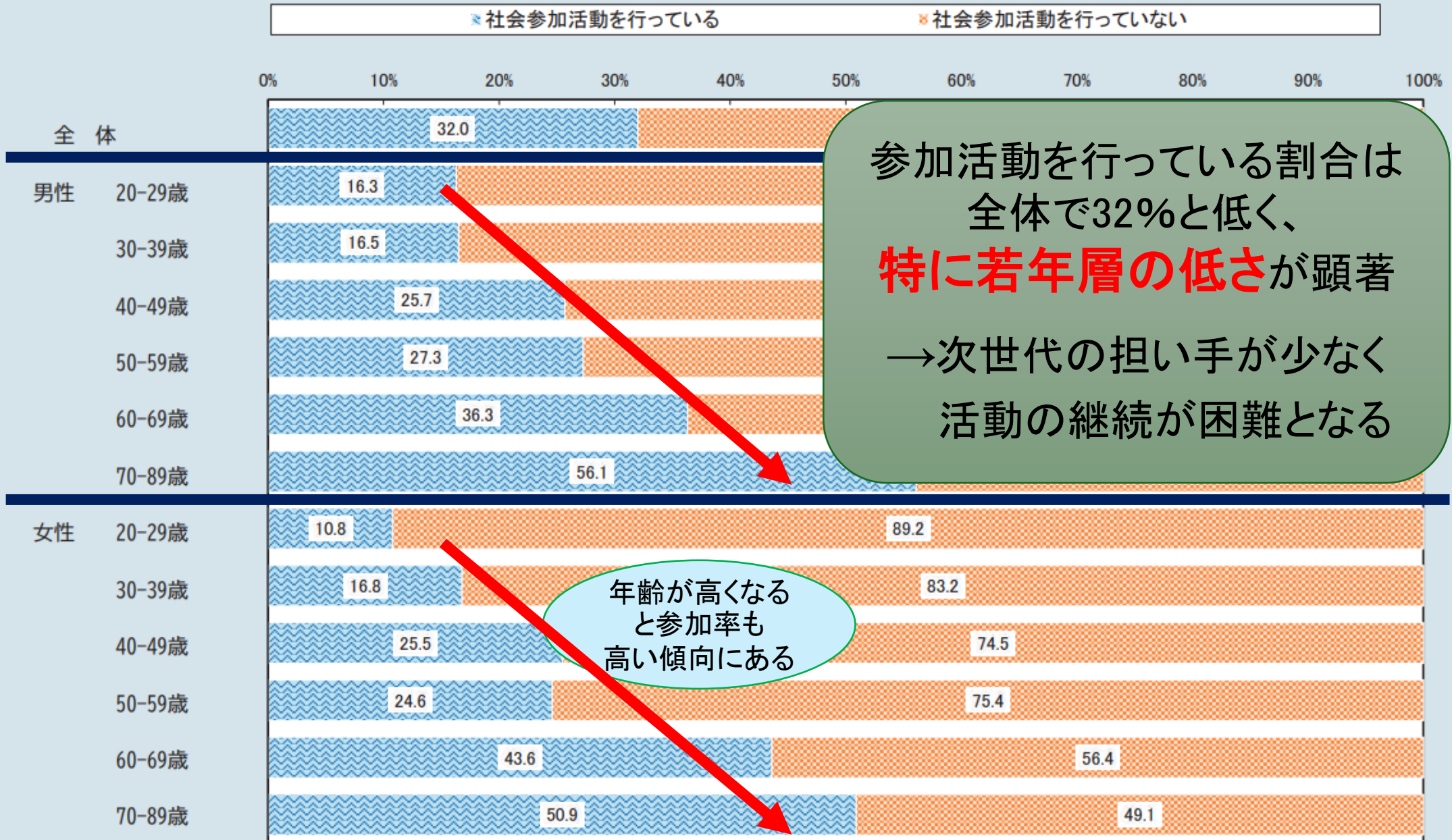
令和32（2050）年の総人口の指数
（令和2（2020）年 = 100とした場合）

2050年の総人口が
2020年の半数未満
となる市区町村

約20%



地域活動の担い手不足

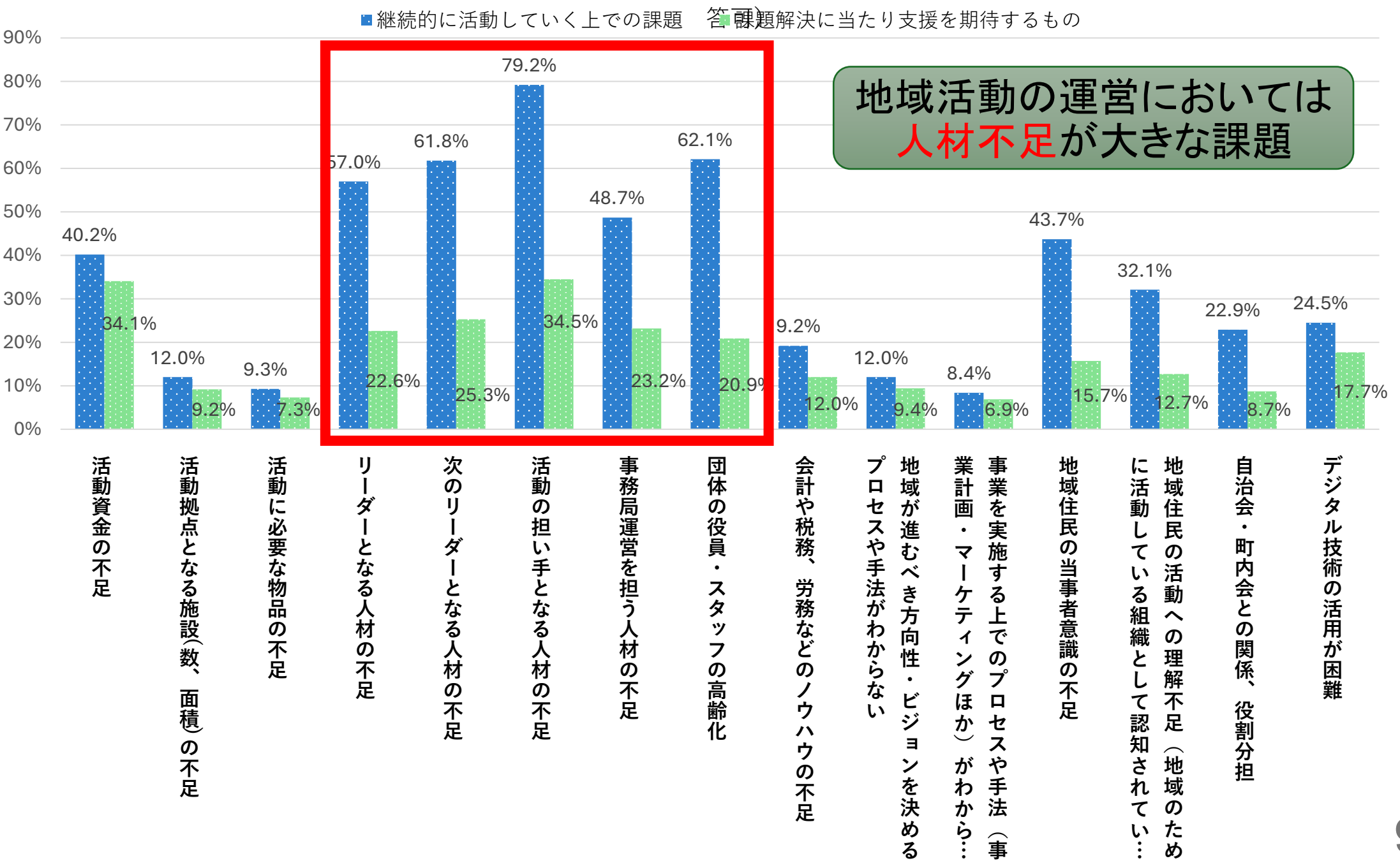


資料：厚生労働省「令和4年度少子高齢社会等調査検討事業」

※社会参加活動：地域活動、ボランティア活動等

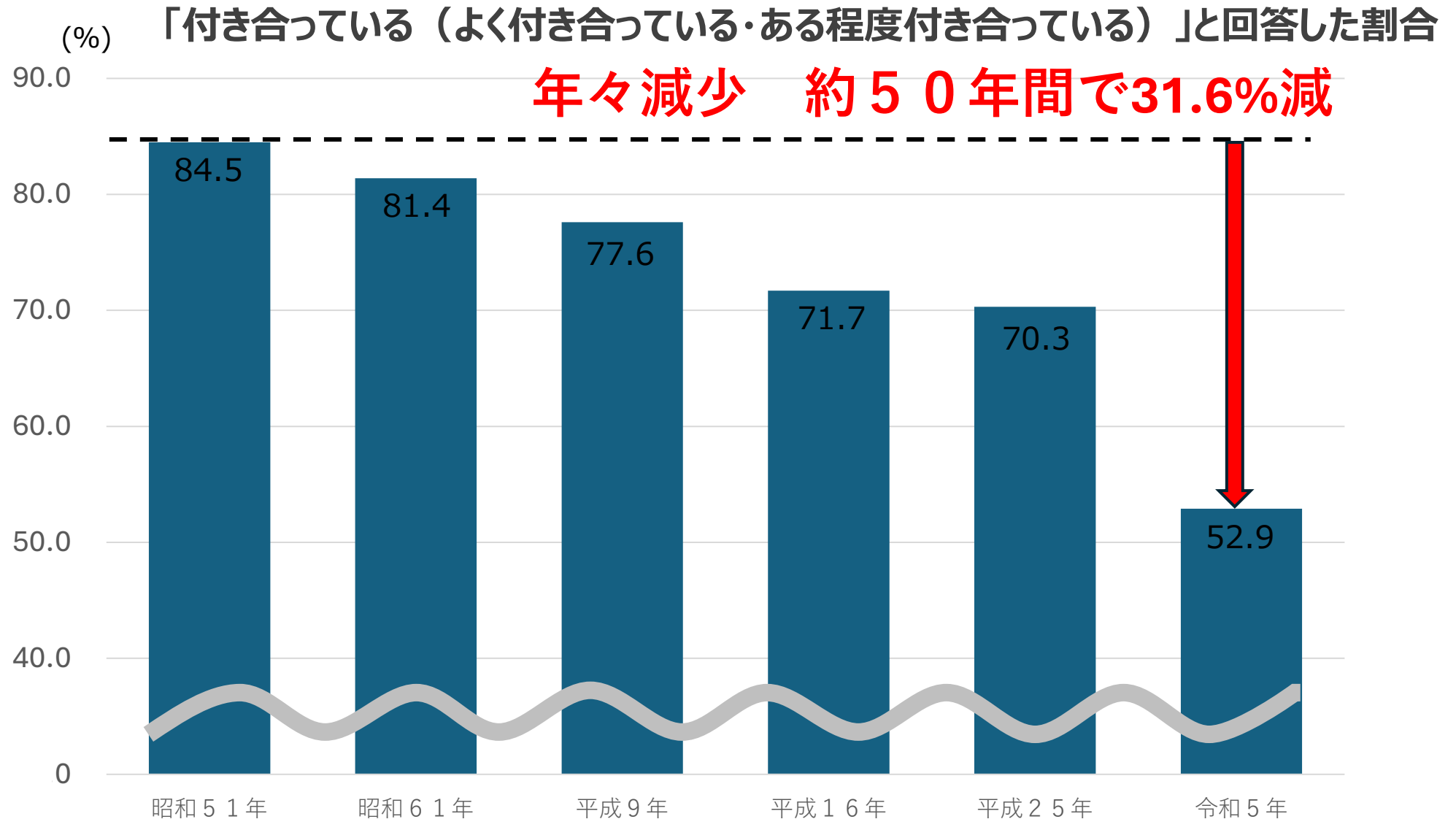
地域活動の担い手不足

地域運営組織の継続的な運営上の課題 と 課題解決のために支援を期待するもの（複数回答）



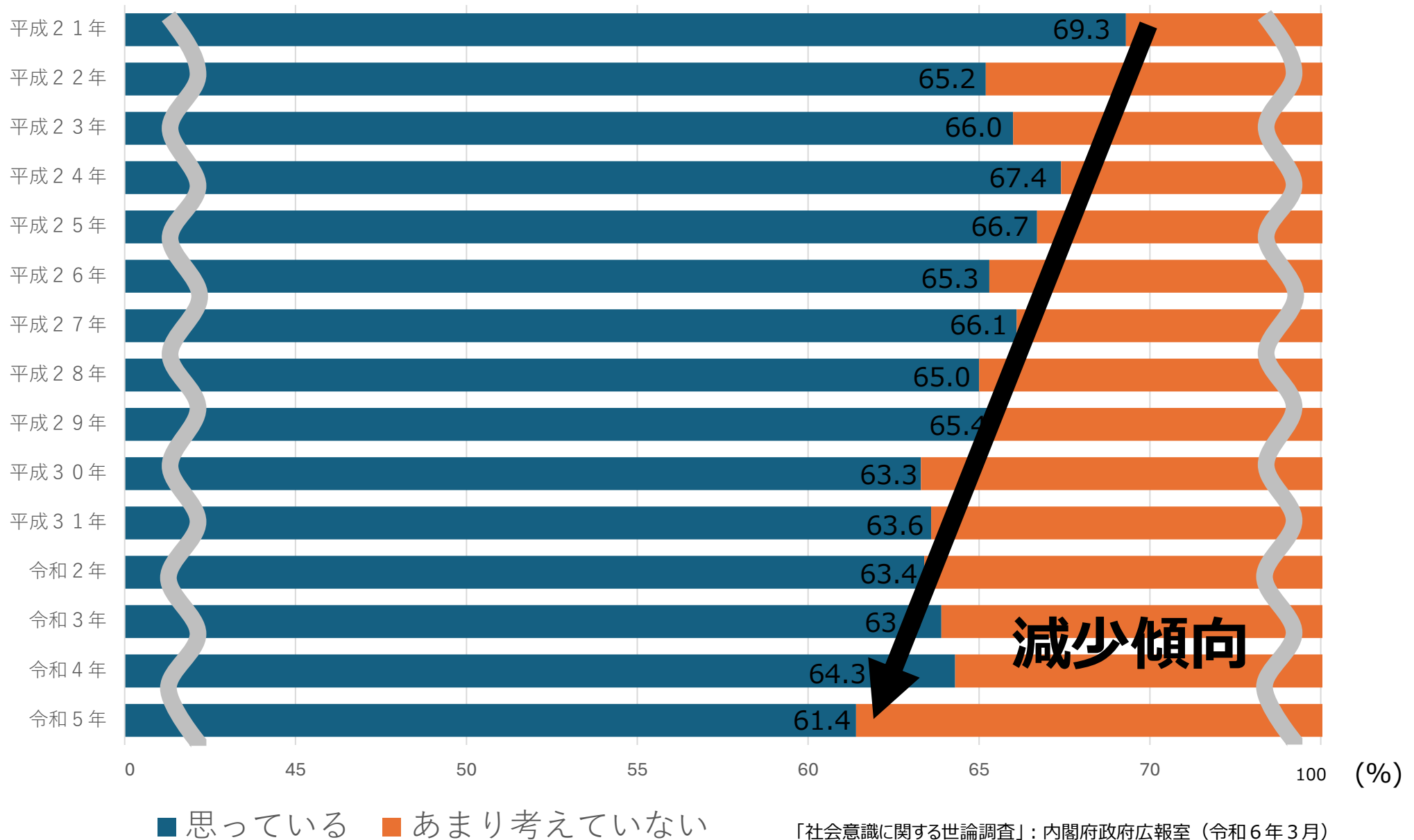
地域との関わりが希薄

問.あなたは、地域での付き合いをどの程度していますか。



「社会貢献」への意識の低下

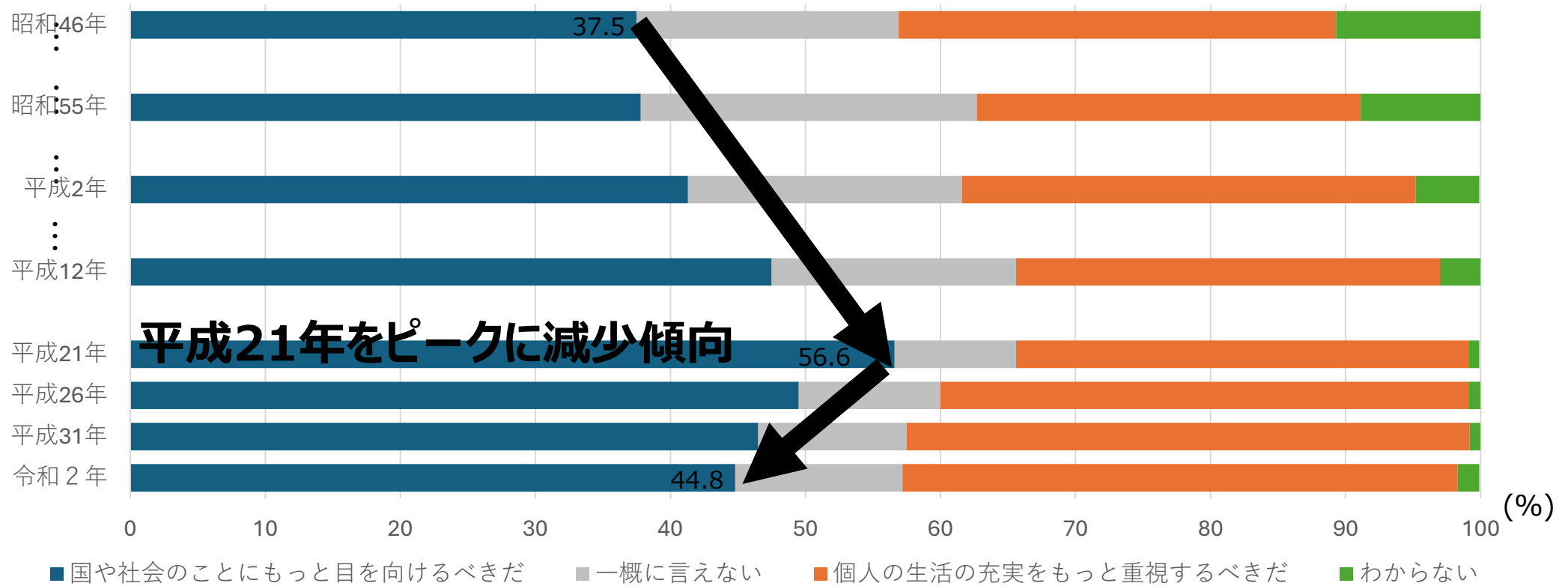
問.あなたは、日頃、社会の一員として、何か社会のために役立ちたいと思っていますか。
それとも、あまりそのようなことは考えていませんか。



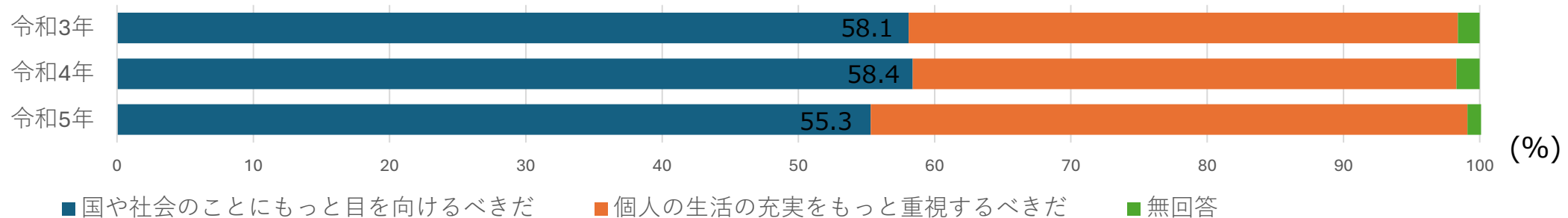
「社会意識に関する世論調査」：内閣府政府広報室（令和6年3月）
調査対象：全国18歳以上の日本国籍を有する者3000人

日本国民は『社会志向か？ 個人志向か？』

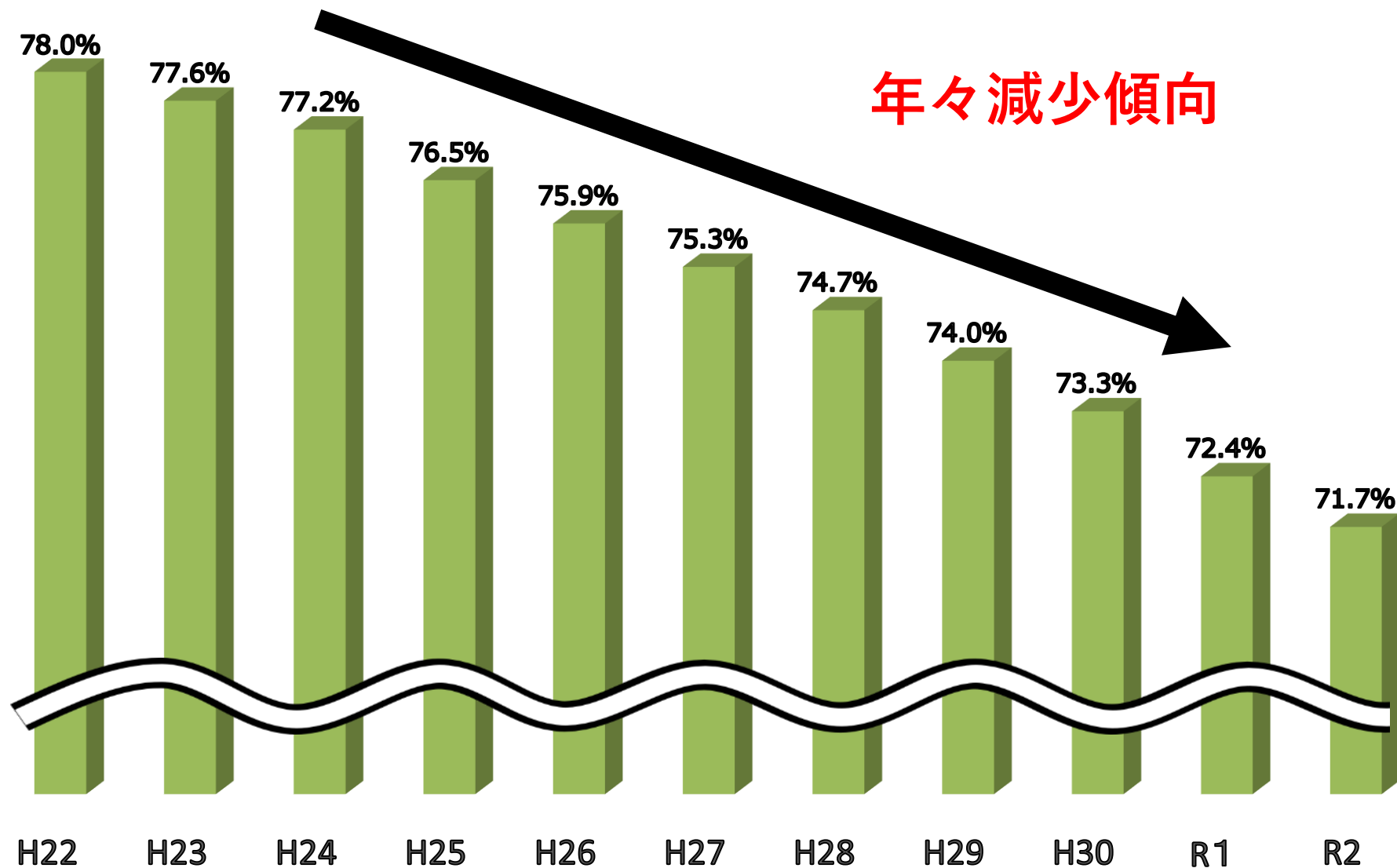
問.国民は、「国や社会のことにもっと目を向けるべきだ」という意見と、「個人生活の充実をもっと重視すべきだ」という意見がありますが、あなたは、どのように思いますか。



※令和3年より回答の選択肢が変更



自治会加入率の推移



「自治会等に関する市区町村の取組についてのアンケートとりまとめ結果」：総務省自治行政局市町村課（令和4年4月）
母数：自治体加入率を世帯単位で算出している600団体

投票率の低下

H 2 **R 6**

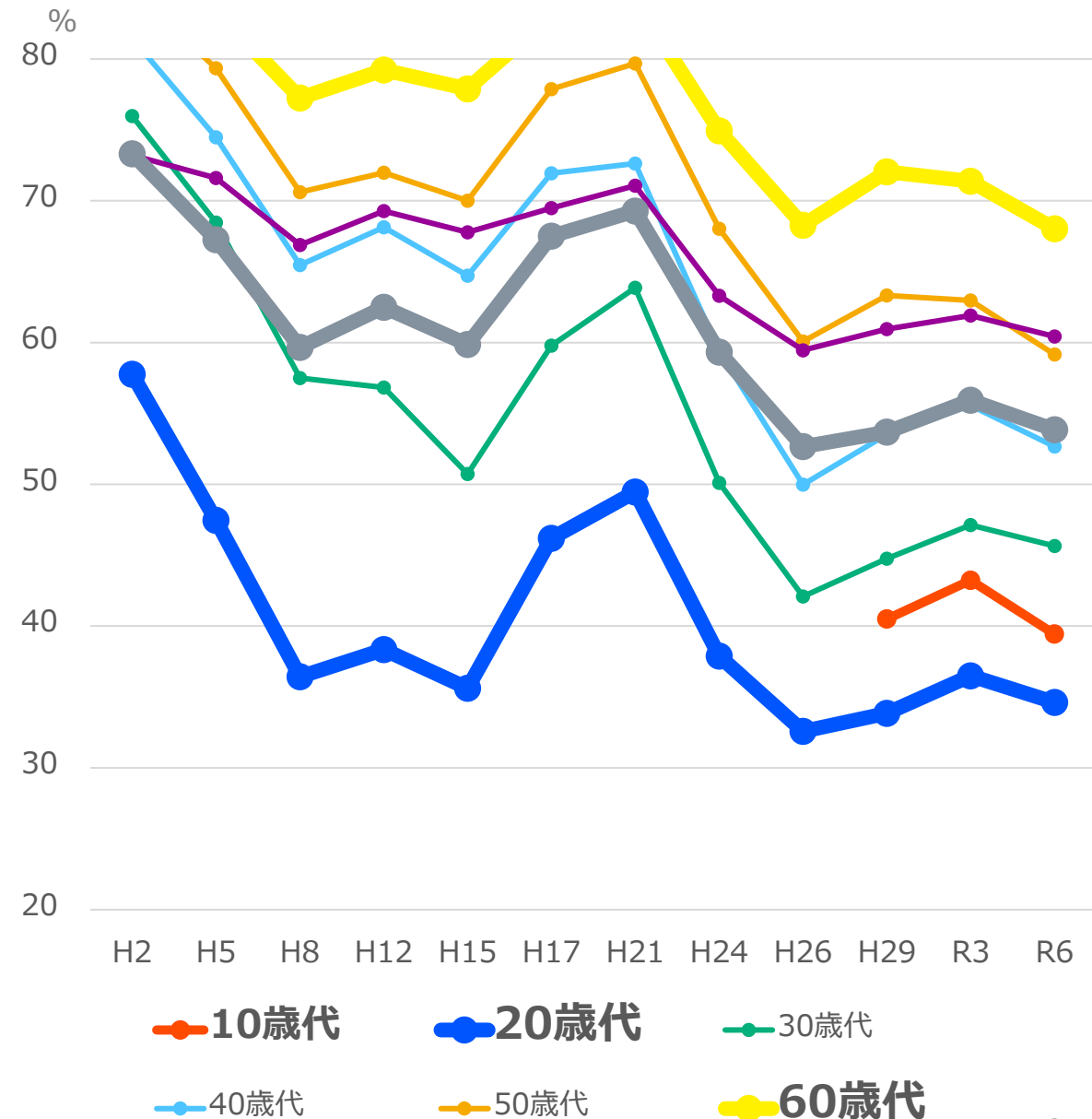
全体 **73.31%** ➔ **53.85%**

60
歳代 **87.21%** ➔ **68.02%**

20
歳代 **57.76%** ➔ **34.62%**

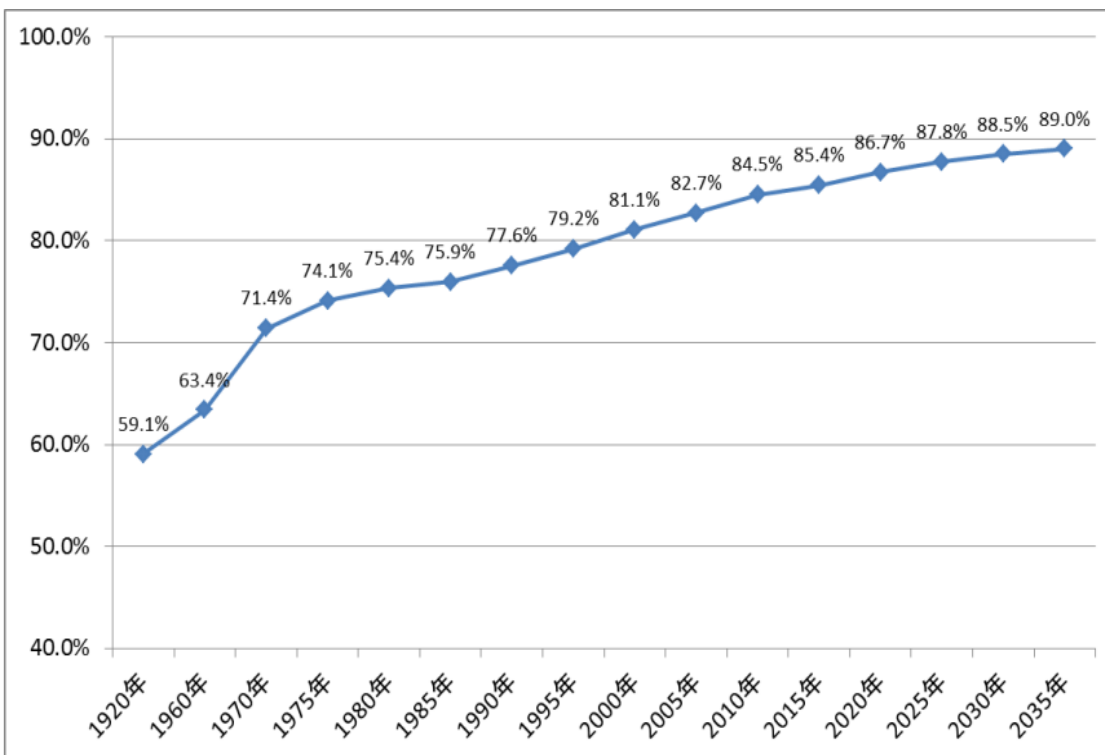
* **10歳代**についても、
40.49% (H29) ➔ **39.43% (R6)**

衆議院議員通常選挙における年代別投票率（抽出）の推移



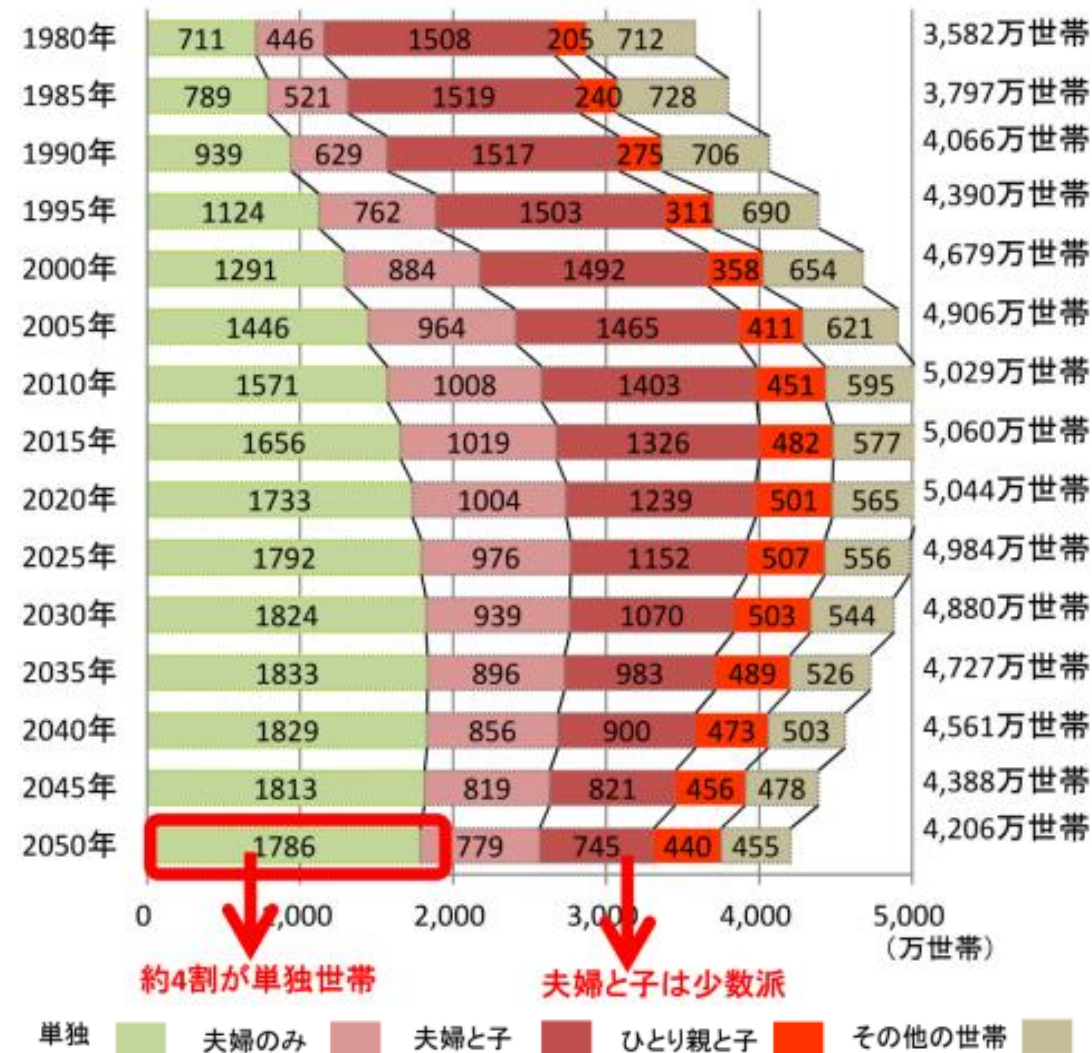
核家族化や単独世帯の増加

親族世帯数に占める**核家族世帯数の比率**の推移



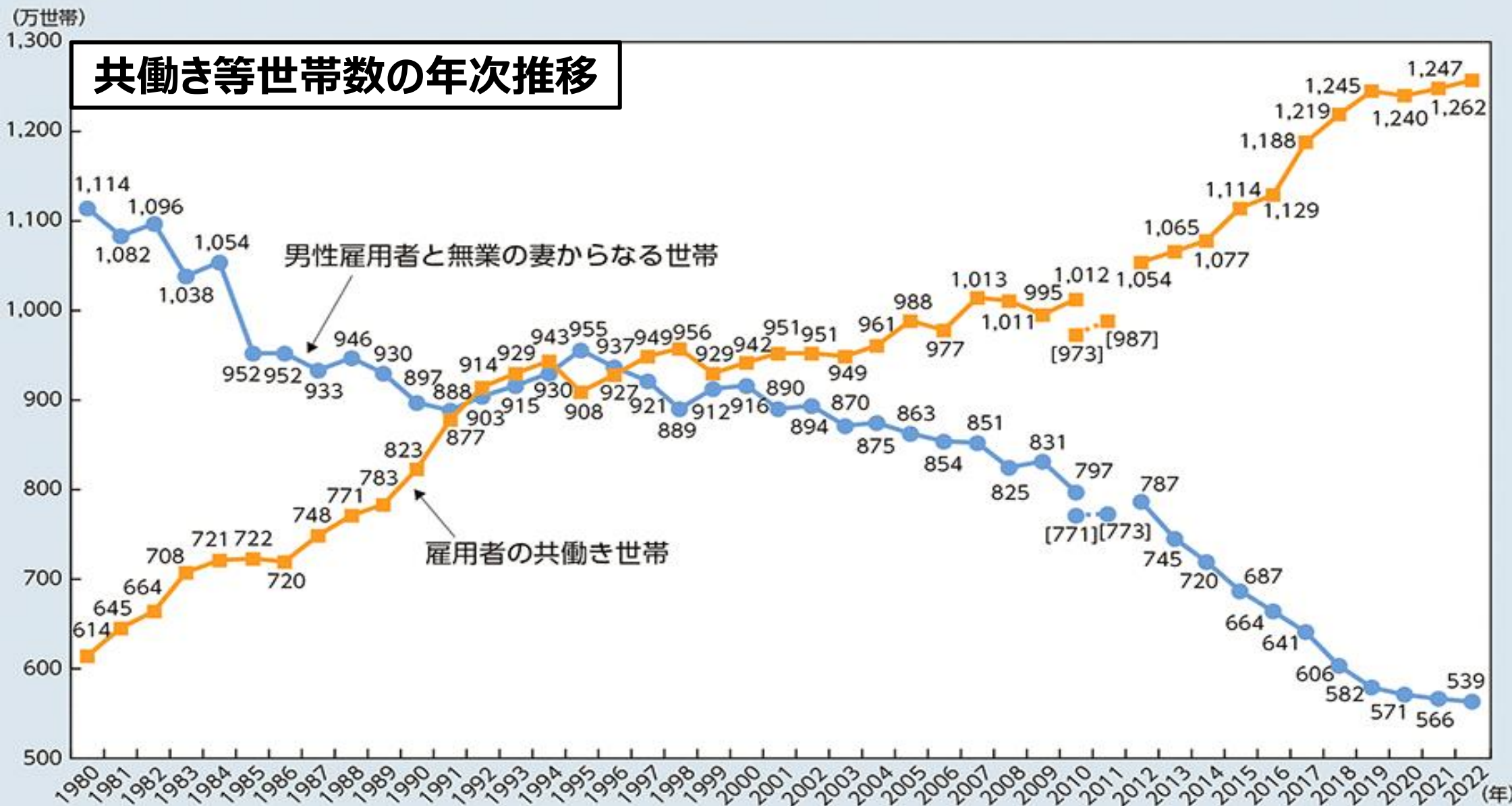
※親族世帯・・・二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯

世帯類型別世帯数の推移



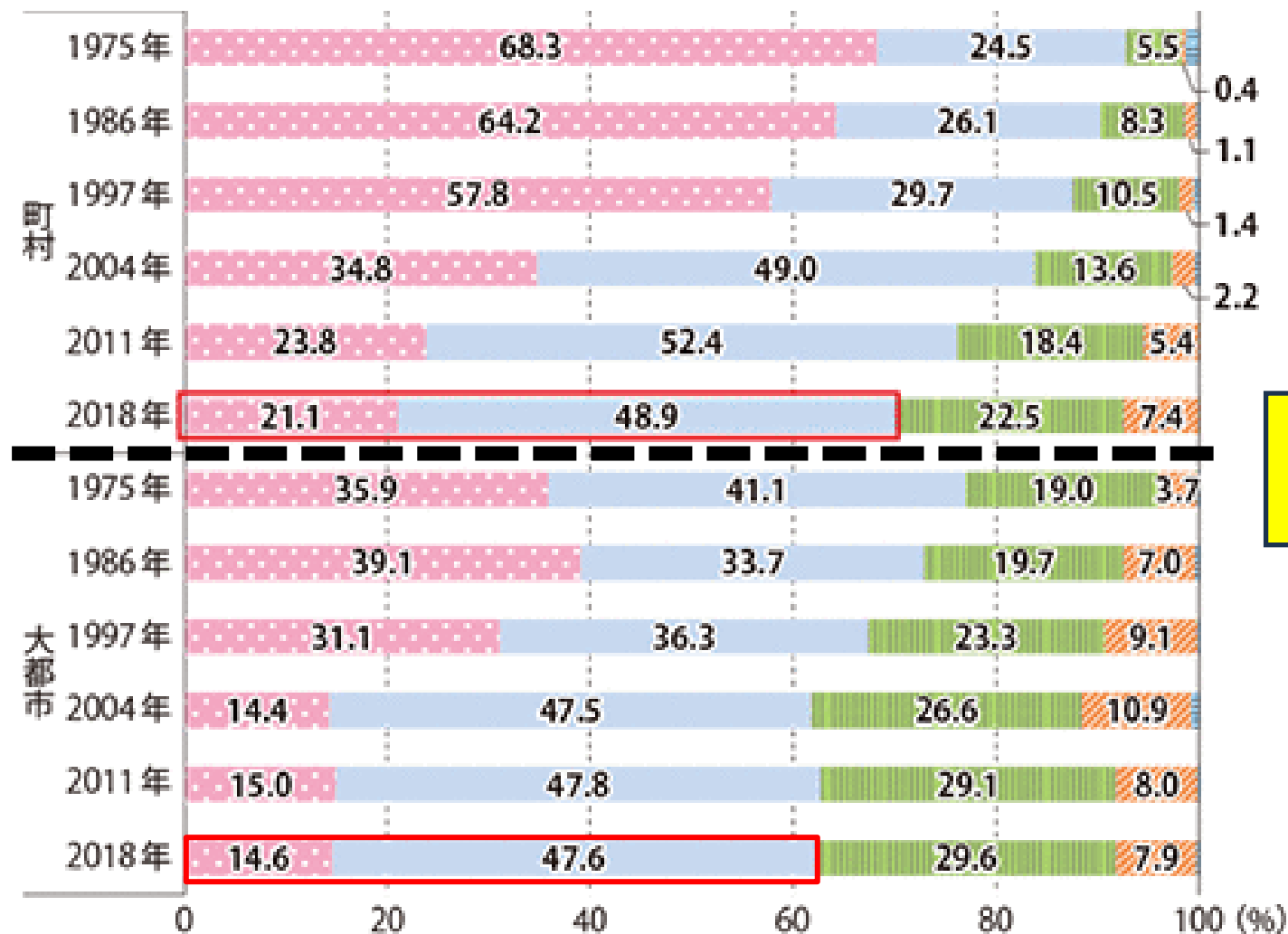
出典：「国土の長期展望」中間とりまとめ
概要（平成23年2月21日国土審議会政策部会長期展望委員会）

共働き世帯の増加



地域と学校の連携・協働の必要性

地域での付き合いの程度に関する意識調査

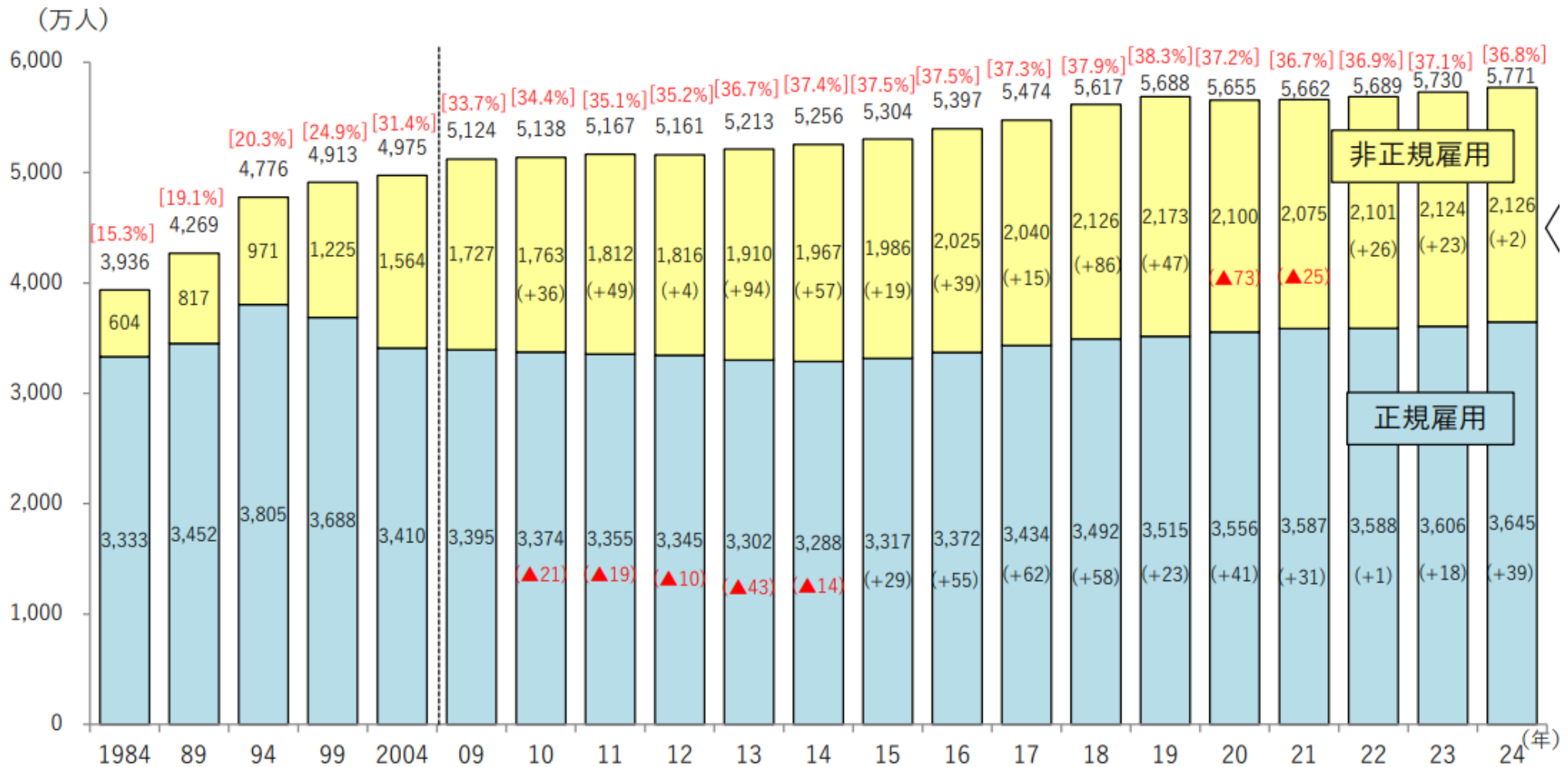


地域の
つながりの
希薄化

- よく付き合っている (親しく付き合っている)
- ある程度付き合っている (付き合いはしているがあまり親しくはない)
- あまり付き合っていない
- 全く付き合っていない (付き合いはしていない)
- その他

内閣府「社会意識に関する世論調査」
 (昭和50年12月調査)、(昭和61年12月調査)、
 (平成9年12月調査)、(平成16年1月調査)、
 (平成23年1月調査)、及び(平成30年2月調査)」
 より国土交通省作成

1990年代後半と比較すると、2024年の我が国の正規雇用者数は減少する一方で、非正規雇用者の数及び割合は増加している。



(資料出所) 1999年までは総務省「労働力調査(特別調査)」(2月調査)長期時系列表9、2004年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)長期時系列表10

(注) 1) 2009年の数値は、2010年国勢調査の確定人口に基づく推計人口への切替による遡及集計した数値(割合は除く)。

2) 2010年から2014年までの数値は、2015年国勢調査の確定人口に基づく推計人口への切替による遡及集計した数値(割合は除く)。

3) 2015年から2021年までの数値は、2020年国勢調査の確定人口に基づく推計人口(新基準)への切替による遡及集計した数値(割合は除く)。

4) 2011年の数値、割合は、被災3県の補完推計値を用いて計算した値(2015年国勢調査基準)。

5) 雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

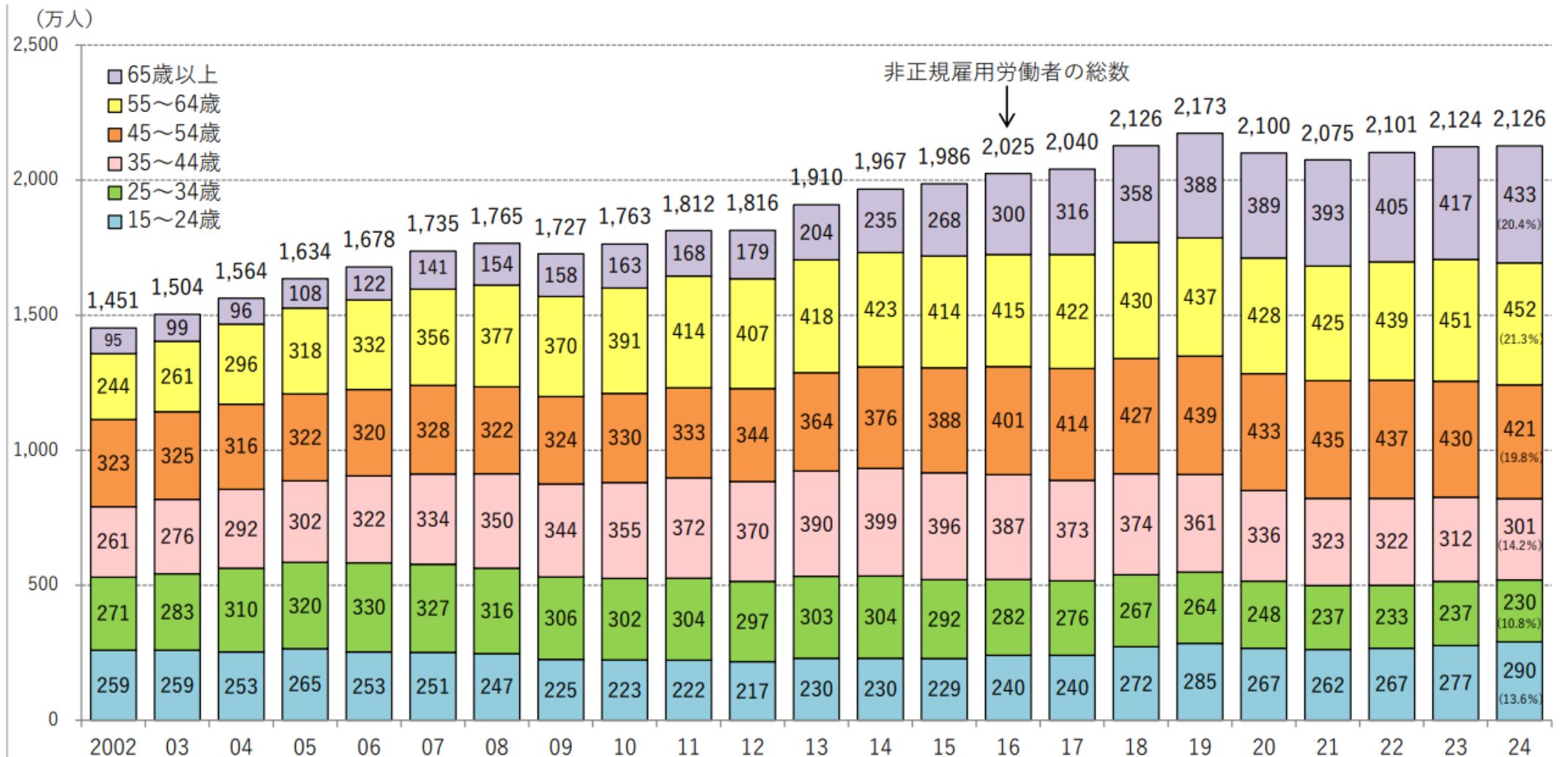
6) 正規雇用労働者：勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」である者。

7) 非正規雇用労働者：勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。

8) 割合は、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の合計に占める割合。

厚生労働省作成資料「非正規雇用の現状と課題」より引用

2002年と比較すると、2024年の我が国の正規雇用者数は、25～34歳を除き、全ての年代層で非正規雇用者数が増加している。



(資料出所) 総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)長期時系列表10

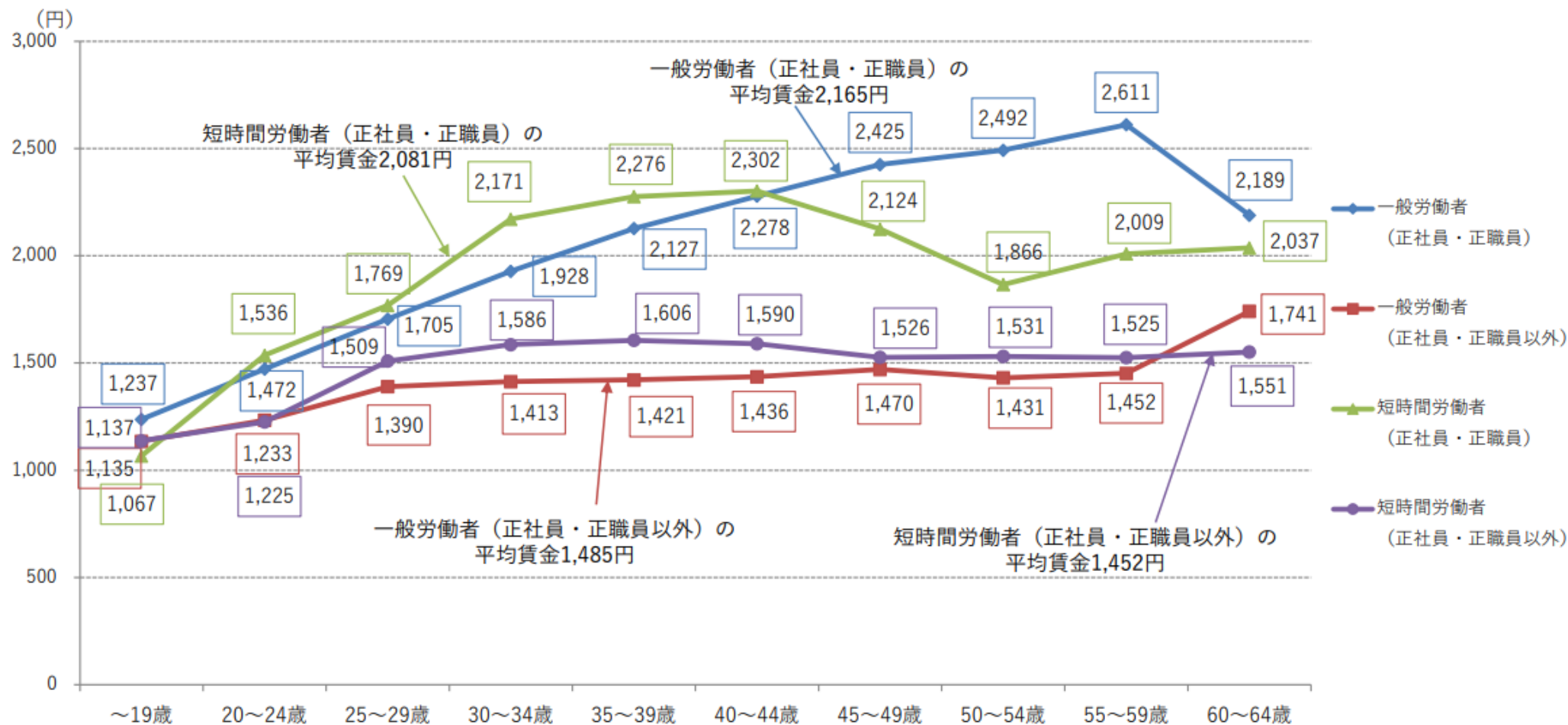
(注) 1) 2005年から2009年までの数値は、2010年国勢調査の確定人口に基づく推計人口への切替による遡及集計した数値。

2) 2010年から2014年までの数値は、2015年国勢調査の確定人口に基づく推計人口への切替による遡及集計した数値。

3) 2015年から2021年までの数値は、2020年国勢調査の確定人口に基づく推計人口(新基準)への切替による遡及集計した数値。

4) 2011年の数値は、被災3県の補完推計値を用いて計算した値(2015年国勢調査基準)。 5) 括弧内は、非正規雇用労働者に占める年齢階級別の割合。

非正規雇用労働者は、正規雇用労働者に比べ、賃金が低い



（資料出所） 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」雇用形態別 第1表（一般労働者、短時間労働者）より雇用環境・均等局作成

（注） 1）賃金は、2024年6月分の所定内給与額。

2）一般労働者：常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者。一般労働者の平均賃金は、所定内給与額を所定内実労働時間数で除した値。

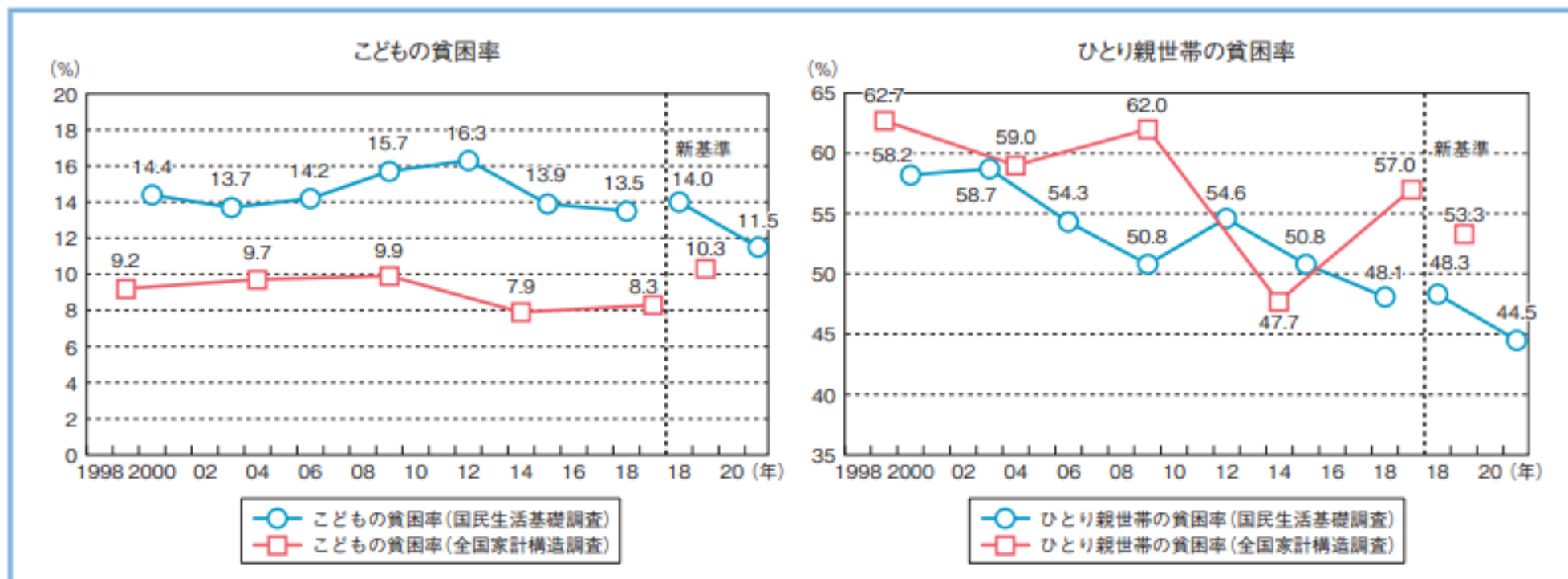
3）短時間労働者：同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者。

4）正社員・正職員：事業所で正社員・正職員とする者。正社員・正職員以外：事業所で正社員・正職員以外の者。

5）一部の労働者（特に短時間労働者）の賃金については、所定内実労働時間数の長短により影響を大きく受ける場合があることに留意が必要。

こどもの貧困率は、国民生活基礎調査では低下傾向にあるが、全国家計構造調査では上昇傾向にあり、いずれの調査においても、ひとり親世帯では貧困率が相対的に高い。

図表 2-1-33 こどもの貧困率 / ひとり親世帯の貧困率



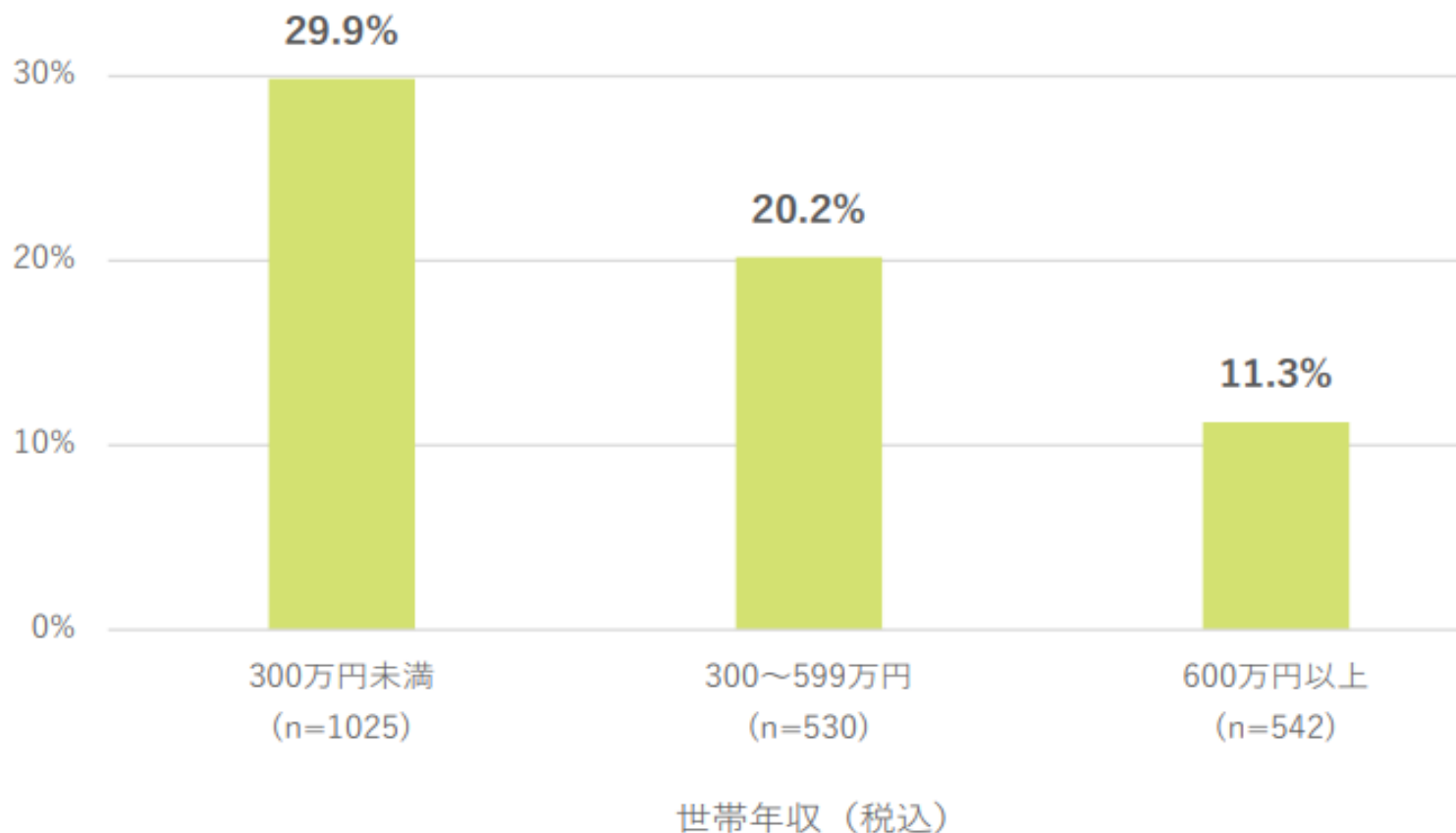
(出典) 厚生労働省「国民生活基礎調査」、総務省「全国家計構造調査(旧全国消費実態調査)」を基に作成。

(注) 「国民生活基礎調査」における「新基準」の2018年及び2021年の数値は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で算定した数値。それ以外は当該改定前の旧基準に基づく数値。

「全国家計構造調査」における「新基準」の2019年の数値は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で算定した数値。それ以外は当該改定前の旧基準に基づく数値。

- 世帯年収300万円未満の家庭の子ども約3人に1人が、1年を通じて学校外の体験活動を何もしていない(スポーツや文化芸術活動、自然体験、社会体験、文化的体験)。
- 世帯年収300万円未満の家庭の子どもにおける学校外の体験がない割合は、世帯年収600万円以上の世帯と比較して2.6倍高い

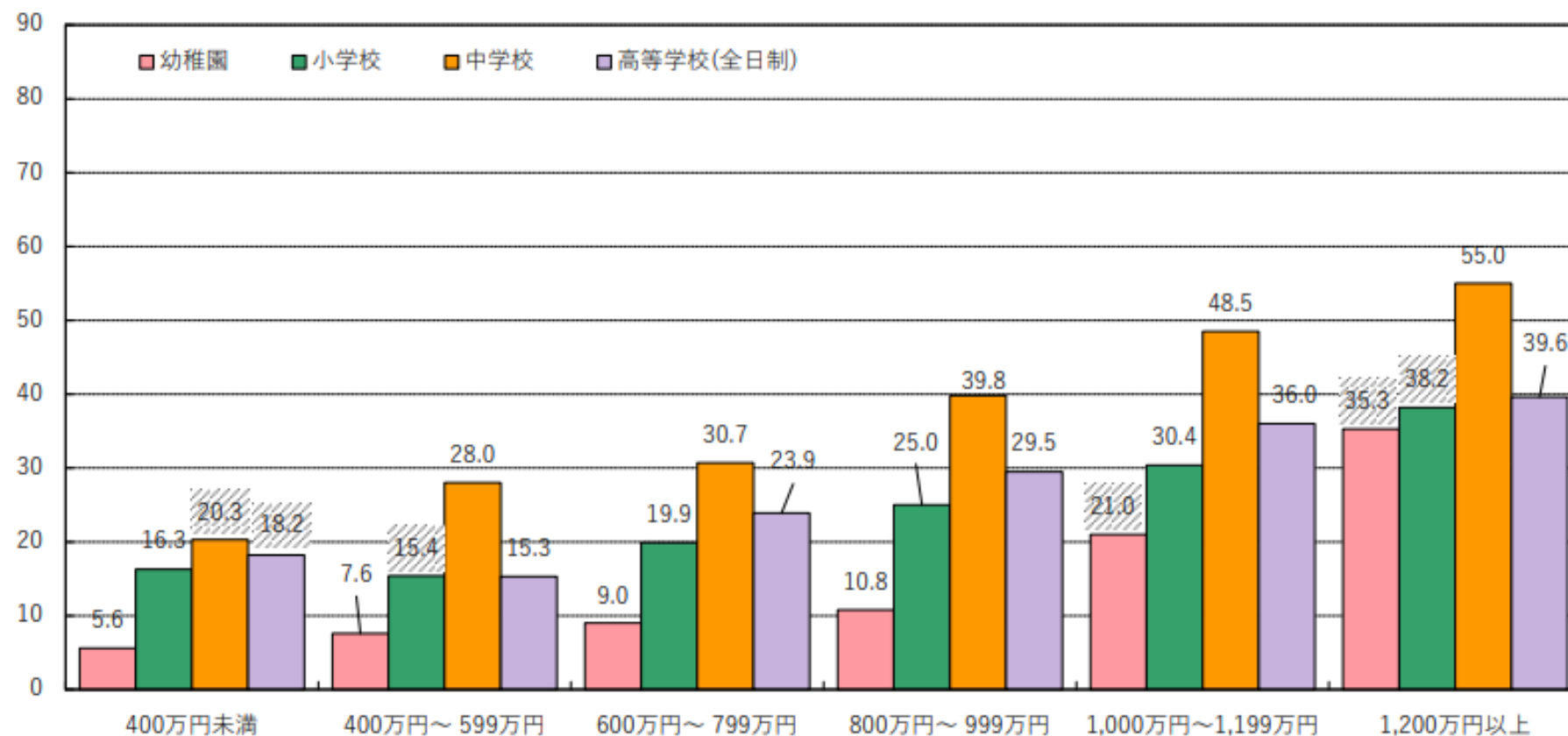
学校外の体験がない子どもの割合（直近1年間）



世帯の年間収入別に「学校外活動費」を見ると、世帯の年間収入が増加するに連れて、おおむね支出が多くなり、高所得一低所得世帯の間の差が生じている。

公立学校

(万円)



※網掛け部分は、サンプルが小さいため誤差が大きいことに留意

2024年12月・文部科学省「令和5年度子供の学習費調査」https://www.mext.go.jp/content/20241225-mxt_chousa01_000039333_1.pdf

調査対象：公立並びに私立の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校（全日制）の幼児・児童・生徒の保護者。

全国53,025人（1,603校）を対象とした抽出調査（うち有効回答数21,768人）

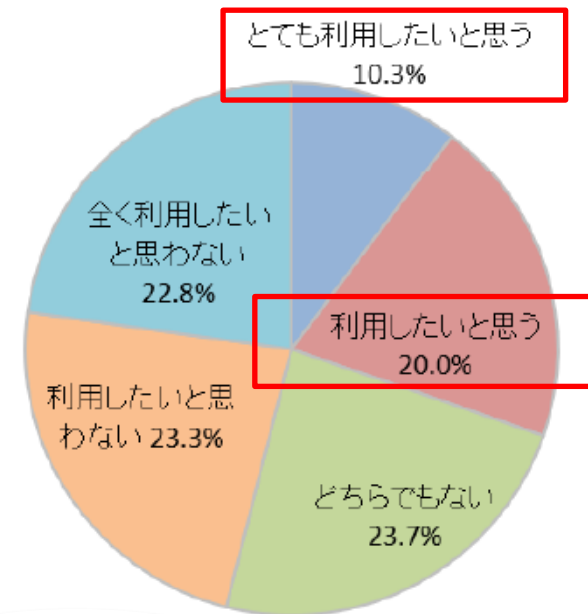
小学生の朝の居場所づくりについて

◆ 学校がある日の朝（始業前）に自宅以外の居場所の利用したいと考える保護者は約3割となる。

Q 学校がある日の朝（始業前）に自宅以外の居場所を利用してみたいと思いますか？

	有効回答数	【小学1年生】の親	【小学2年生】の親	【小学3年生】の親	【小学4年生】の親	【小学5年生】の親	【小学6年生】の親
全体	3,708	618	618	618	618	618	618
とても利用したいと思う	372	102	68	67	52	40	43
利用したいと思う	719	140	124	127	106	116	106
どちらでもない	854	126	145	121	151	145	166
利用したいと思わない	839	116	143	135	153	150	142
全く利用したいと思わない	820	93	127	150	142	163	145
非該当	104	41	11	18	14	4	16

利用したいと考える割合は、低学年の家庭に多い傾向がある。



利用したいと考える割合は、都市部に多い傾向がある。

	有効回答数	とても利用したいと思う	利用したいと思う	どちらでもない	利用したいと思わない	全く利用したいと思わない
全体	3,604	372	719	854	839	820
一般市	1,543	139	293	383	364	358
政令指定都市	884	85	196	212	195	195
中核市	711	89	144	161	158	159
町村	207	16	24	58	53	56
東京特別区	236	41	58	51	46	40
無回答	23	2	4	5	6	6

取組実施自治体例

- ・東京都杉並区
- ・東京都港区
- ・東京都品川区
- ・神奈川県大磯町
- ・東京都江戸川区
- ・神奈川県横浜市
- ・東京都豊島区
- ・群馬県高崎市

法定のコミュニティ・スクールの意義再確認

コミュニティ・スクール(学校運営協議会を設置した学校)とは

「学校運営協議会」とは、法に基づき、教育委員会により任命された委員が、一定の権限をもって、学校の必要な運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5)

【学校運営協議会の意義】

(平成16年中央教育審議会答申「今後の学校の管理運営の在り方について」等より)

学校の運営に保護者や地域住民が参画することを通じて、

- ① **学校の教育方針の決定や教育活動の実践に、地域のニーズを的確かつ機動的に反映させる** <ガバナンスの強化>

とともに、

- ② 保護者、地域住民等の協力を得て、**地域ならではの創意工夫**を生かした**特色ある学校づくりや、児童生徒、学校及び地域を取り巻く課題解決**を図る
<地域の人的・物的資源の活用>

法律に基づくコミュニティ・スクールについて

【学校運営協議会の主な機能・権限】 （地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5）

- ① 校長が作成する学校運営の基本的な方針を承認する
- ② 教育委員会又は校長に対して学校の運営に関する事項について意見を述べることができる
- ③ 教職員の任用に関して教育委員会規則に定める事項について、任命権者に意見を述べることができる

学校運営協議会の委員

1. 当事者性

- ボランティアではなく、**特別職の非常勤職員として任命されるため、有償**となる。地域の児童生徒、保護者、住民のために、**当事者として**、よりよい学校運営の実現に向けて責任をもって取り組む。
（学校運営協議会の委員謝金、会議運営費は国が地方財政措置）

2. 自立性・対等性

- 学校運営協議会が一定の権限を有する**自立した合議体**であることにより、委員と教職員とが**対等な立場**で協議をすることができ、その結果を学校と地域とともに実現しようという取組につながる。

3. 責任

- 学校運営協議会の委員は、承認、意見提出に当たり、**学校、児童生徒、保護者、教職員、地域の実情を把握し、課題解決に向けた建設的な提案等を行う責任**を有する。
- 承認した基本方針に基づき、目標の実現に向けて、**学校運営への協力（外部との連携、地域住民の理解醸成等）について責任**をもって取り組む。

コミュニティ・スクールによる地方自治機能の強化

コミュニティ・スクール制度を通じた地方自治機能の強化

コミュニティ・スクール制度

- ◆ 地域でどのような子供達を育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを、地域住民と共有。
- ◆ 学校と地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組む。



地域住民が教育の当事者となることで、
責任感をもって学校及び地域の課題解決に取り組む

地域住民が参画・協働することで、
顔が見える関係となり、学校を中心に地域住民がつながる

大人達の“地域のことを考え、地域のために協働して動く姿”を見て、
子供達が「自分たちの町、地域は自分達で創る」ということを意識する



コミュニティ・スクールを通じた地域とともにある学校づくりは、
地方自治の基盤強化につながる。

きっかけになりやすい“子供のこと、学校のこと”を入口として、
次世代における地方自治の担い手を育成



学校の課題を関係者が皆で熟議し、解決を図る試みの積み重ねが、一見子どもの問題のように見えて、実は大人社会の問題、自分たちの住む地域社会の問題でもあるのだと気づくことになる。

この気づきが大人の学びの場に連続することとなり、必然的に皆で自分たちの住む地域をよくしていこう、それぞれの家庭で何かできることはないのか、行政だけに解決を求めるのではなく自分たちで何かできることはないのか、ということに発展する。



「みんなで創ろうコミュニティ・スクール Let's sow the seeds of democracy!」

編集代表 貝ノ瀬滋・鈴木寛(悠光堂)より抜粋



【事例】 鳥取県南部町 町ぐるみで若者の地元定着を図るコミュニティ・スクールの取組

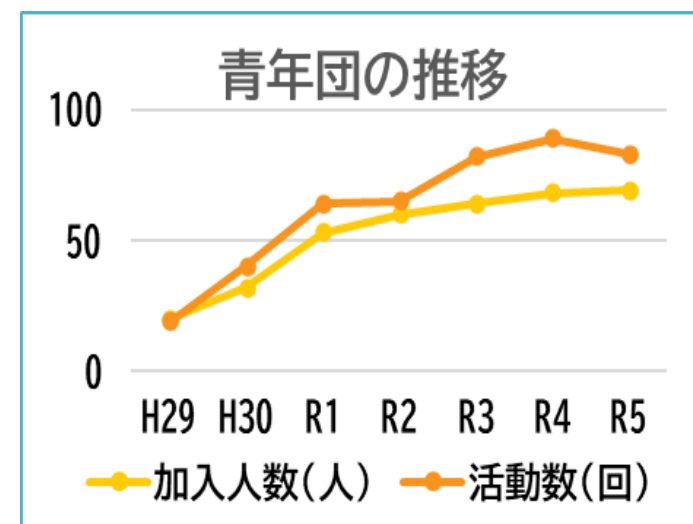
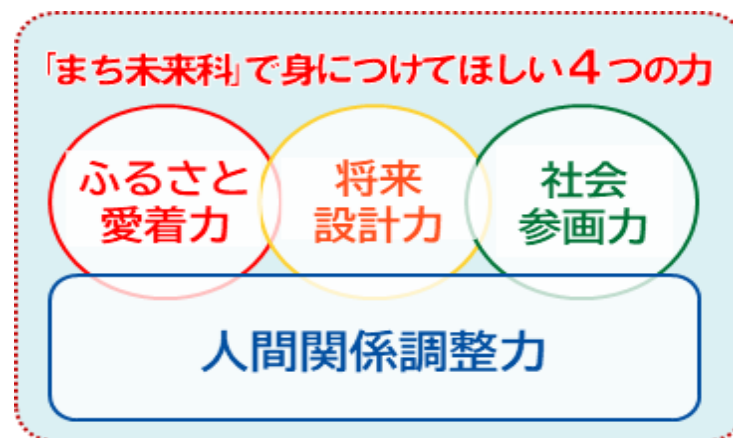
「地域とともに歩む学校づくり」による、町ぐるみでの若者の地元定着

取組概要

- 地域の協力のもと、郷土の自然や歴史・文化を学ぶ10年間一貫したカリキュラム「まち未来科」を生活科・総合的な学習の時間に設定。
- 夏祭りやバザー等の地区行事で子供たちが活躍できる場を作る。

成果・効果

- ◆地域の**子供を地域全体で育てる意識**の醸成。
- ◆中学校卒業後も**継続して地域とつながる仕組み**として、**高校生サークルや青年団**を組織。



【事例】 大分県豊後高田市(都甲小学校、都甲中学校) コミュニティ・スクールにおいて地域と学校が一体となり、様々な地域活動の機会を提供

背景・取組概要

過疎化高齢化が進む地域で、**地域と学校が一体となり、様々な体験の機会を子供へ提供し、学びに向かう力を備えた児童生徒・自分の将来を創造できる児童生徒・地域文化の継承に貢献できる児童生徒の育成**を図っている。

工夫・ポイント・特徴的な取組

〇コミュニティ・スクール(学校運営協議会)と地域学校協働活動の一体的実施

学校の「**総合的な学習の時間**」を「**市民科**」とし、児童生徒が地域の方々と一緒にサツマイモや菊を育てる**体験**を実施。
地域の方々にサツマイモの料理を振舞ったり、菊の展示を行うなど、**地域住民と児童生徒が協働するような様々な取組**を実施している。



学校運営協議会の様子



体験活動の様子

成果・効果

①地域学校協働活動へ参加する地域住民の数が増加

地域住民の参加人数	
平成27年度	令和5年度
のべ45人	のべ234人

②郷土を愛し、郷土に生きたいと考える児童生徒が増加

将来、豊後高田市で生活したい		
	平成29年度	令和5年度
6年生	47%	61%
9年生	41%	72%

【事例】山口県山口市（山口県立山口高校） CSによる生徒の意見や考えを取り入れた学校運営の実施

山口県立山口高校では、学校運営協議会に生徒が参画することで、生徒の意見や考えを取り入れた学校運営を実施し、大人と生徒が同じ立場で熟議をすることで、生徒の主体性が育まれるだけでなく、委員や教職員の当事者意識も高めている

背景・取組概要

- ◆ 山口県では、学校運営にあたり、当事者である生徒自身の意見や考えを取り入れることは重要であると考え、学校運営協議会の場に生徒が参加する取組を推進

工夫・ポイント

- ◆ 学校運営協議会において、委員と生徒、教職員が互いに意見を交わすことで、参加者全員の当事者意識が高まるとともに、生徒の主体性が育まれる（主権者教育）
- ◆ 地域の大人が学校のために真剣に考える姿を目にしたり、大人の考えに触れることで、生徒が自己の在り方や生き方を考える機会となる

関係者の声

（委員）「生徒の様々な意見を聴くことができて大変良かった。生徒の意見を踏まえた学校支援を考えていきたい」（生徒の考えを大人が本気で実現する）

【熟議の例】

協議題 「『輝く未来の創造に挑む学校』の実現に向けて」

【グループで出た主な意見】

- ・「生徒や教職員が、めざす学校像や生徒像についてより理解する必要がある。」
- ・「地域と高校生が関わる機会、行事を増やし、地域に出る実践的な教育活動の場を作りたい。」
- ・「多様な人との交流の機会が少ないので地域との交流学習や卒業生によるキャリアトークを行ってはどうか。」

生徒が学校運営協議会に参画



当事者意識

協議の活性化



会議の様子



会議の様子

委員、教職員、生徒からなるグループにより、熟議形式で意見交換



グループによる
熟議



熟議結果の
共有の様子

大学生を含む若者世代の参画

**若い世代が協議会に参加することが、教育をより豊かにしていく一歩
(八木稜太郎さん 杉並区立桃井第四小学校学校運営協議会委員)**

- 高校生時に母校の授業に参加したことがきっかけで委員に。
- 大学生として若い視点から子どもたちと対話し、声を届ける。
- 先生への感謝と子どもへの尊敬を大切に活動。



**学校との関係を地道に築き、「本当に役立つ」提案を
(十亀章子さん 杉並区立向陽中学校学校運営協議会委員)**

- 先生の声拾い、地域と連携して教育現場を支援。
- 地域の人材を活かした学習支援『Cafe勉』を展開。
* 『Cafe勉』・・・区の施設を使い、地域住民が勉強を教える。



紹介動画



コミュニティ・スクールへの若者世代の参画



菅 新汰さん（下関市立大学4回生、山口県山口市在住）

2024年度～

山口県山口市立名田島小学校（出身校）

学校運営協議会委員／地域学校協働活動推進員

地域資源を活かした授業づくりのサポート、探究活動のコーディネート等を担当

きっかけ

卒業生として学校の創立記念行事に関わる中で推進員に興味を持っていたところ、前任の方から声をかけていただく。

#CS育ち

CSの中学校で育ち多くの活動の場をいただく中で、「中学生の自分を地域の方が全員が育ててくれている。」と感じた。その原体験から、「**将来は地域のために恩返しをしたい**」という想いを持っていた。

#広がるつながり

委員や推進員として活動することで、**地域の行事や自治会の会議などに呼ばれることが増えた。**住民とのつながりも強くなり、**地域の一員としての自覚もより高まってきている。**

#地域の変化

若者が参画することで、「**自分よりも若い人が頑張っているので、自分も関われば。**」という保護者世代が出てきた。**「行事等に参加するハードルが低くなった。」**という声も。また、**児童も気軽に話しかけてくれるようになった。**

#提案

自分の地元、母校に関わりたい学生は一定数存在。若者が主体的に参画してもらえるようにすることが重要。若者にも目に留まる方法で公募したり、まずは地域行事を手伝ってもらったりするところから始めてみては。

コミュニティ・スクールへの若者の参画（栃木県さくら市）



#大学生等の若者が委員となった学校

氏家小学校（R1、R7） 押上小学校（R1）
上松山小学校（R1～7） 南小学校（R2、R7）
熟田小学校（R2） 氏家小学校（R6、R7）

←社会教育で地域活動に参画している大学生等に、個別に依頼。

#ねらい

- ・若者の考えや意見を学校運営に活かす。
- ・若者の地域活動への参画を通して 地域の活性化を図る。

#成果

- 委員の成長
 - ・異年齢の地域の方と関わることで、コミュニケーションスキルなどが向上した。
 - ・委員の学びの機会となり、キャリア形成の一助となった。
- 学校や地域の変化
 - ・若者が委員となったことで、地域の方のコミュニティ・スクールへの関心が高くなった。
 - ・若者の意見や活動が刺激になり、新たな地域学校協働活動や地域の取組が生まれた。
 - ・若者の活躍により、よりよい学校運営につながった。
 - ・学校以外場で若者と出会う機会が増え、いわゆる「地域の教育力」が向上した。



コミュニティ・スクールへの若者の参画（大阪府豊能町）

#若者に参画してもらうことの、教育委員会のねらい

- ・高齢者や若者がそれぞれの立場で様々な意見を出し合うことで、学校運営を活性化させたい。
➡若者の、子どもたちに近い感覚での考えや新しい視点、斬新なアイデア等の提案を期待。
- ・地域学校協働活動等で学校に関わっている大学生等に個別に依頼。



#委員の想いや実感

※年齢は、2025年度の満年齢

①**Aさん** 東能勢小中学校 学校運営協議会委員（R4～R7）※同校の卒業生。**現在26歳**。大学生の頃からCSの準備に携わっている。

- ・自分自身、現在進行形で地域の力を借りて、様々なことを実現することができているので、恩返しをする気持ちで子ども達のために何かしたい。
- ・**地域との繋がりが増え、地域への親しみが強まるとともに、自身の制作活動にも広がりを見せている。**
- ・立場も年齢も異なる人と意見を交わすことで**自身の学びにもつながっている。**
- ・委員を続ける中で、保護者の気持ちが分からないことに悩むこともあるが、**保護者ではないからこそ、子どもたちと年齢が近いからこそ、出来ることがあるのではないかと**考えている。

②**Bさん** 吉川中学校区 学校運営協議会（R6～R7）※同校の卒業生。**現在21歳**。

- ・様々な業種、年代の方と議論し合うことで気づくことも多く、**子ども達や保護者のためだけでなく自分自身のためにもなっている。**
- ・地域の人を含め、**様々な方が関わってくれていることで、自身が楽しい学校生活を送っていたことを実感した。**

#学校や地域の変化

- ・若者が委員となったことで、子どもたちに近い感覚の意見等が増え、議論がより深まった。
- ・豊能町で学び育ち、大人になって豊能町で暮らす**若者が地域で活躍する姿は、子どもたちのより良いロールモデルとなっている。**
- ・地域で育った**若者が地域の未来の作り手として主体的に行動する姿が、地域の方々に元気をもたらしている。**

R8年度予算要求

地域と学校の連携・協働体制構築事業

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

77億円
71億円)



文部科学省

現状・課題

- 予測困難なこれからの社会においては、**学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要**
- **コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進することで、学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会の実現を目指す**
※コミュニティ・スクール導入率：R6.5時点:20,153校、58.7%
- 放課後児童対策の一層の強化に向け、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべきものとして策定した「**放課後児童対策パッケージ**」に基づく取組を推進（地域学校協働活動の一環としての放課後子供教室と放課後児童クラブの連携促進等）

関連文書

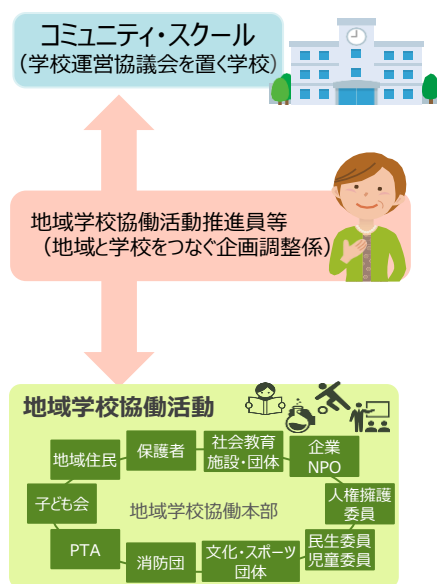
- ・経済財政運営と改革の基本方針2025（R7.6.13閣議決定）
- ・地方創生2.0基本構想（R7.6.13閣議決定）
- ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（R7.6.13閣議決定）

事業内容

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援

(事業実施期間：平成27年度～)

交付先	都道府県・政令市・中核市 (以下「都道府県等」)
要件	①コミュニティ・スクールの導入または導入計画があること ②地域学校協働活動推進員等を配置していること
補助率	国1/3、都道府県等1/3、市区町村1/3 ※都道府県等が直接実施する場合、都道府県等2/3
支援内容	地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に係る諸謝金、活動に必要な消耗品等



▶ 教育委員会の伴走支援体制の構築・強化

- CSアドバイザーの配置促進
- 学校運営協議会委員、推進員等、地域ボランティア等に対する研修の充実

▶ コーディネート機能の強化

- 地域学校協働活動推進員等の配置を促進
学校における働き方改革（部活動の地域展開含む）、**郷土教育や地域産業を担う人材育成**などの地域課題に応じた追加配置や常駐的な活動等を支援

▶ 地域学校協働活動の実施

- **学校における働き方改革に資する取組**、放課後等における**学習支援（地域未来塾等）**や体験・交流活動等を支援
- **郷土学習に係る活動**等を支援
- 共働き世帯の増加に伴う**学校始業前(朝)における活動等**を支援

ロジックモデル

アウトプット（活動目標）

すべての自治体で地域学校協働活動等の学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動を実施

【参考】 予算補助を受ける自治体
R4:1,356自治体 R5:1,366自治体 R6:1,374自治体

地域学校協働活動推進員等の数の増加

【参考】 予算補助を受ける自治体が配置している地域学校協働活動推進員等の人数
R4:30,520人 R5:31,125人 R6:32,675人

コミュニティ・スクールの導入や質の向上等に関する研修会やアドバイザーの派遣を実施する自治体（都道府県・政令市）の増加

短期アウトカム（成果目標）

子供を取り巻く課題（学校運営上の課題）を改善・解決した自治体の増加

子供を取り巻く課題（地域の課題）を改善・解決した自治体の増加

子供を取り巻く課題（家庭の課題）を改善・解決した自治体の増加

中期アウトカム（成果目標）

学校・家庭・地域の連携が進み、全ての公立学校において、様々な課題に対して協働して取り組む体制の整備

【参考①】地域学校協働本部がカバーしている公立学校の増加 R6:21,935校
【参考②】コミュニティ・スクールを導入している公立学校の増加 R6:20,153校
【参考③】地域学校協働活動等に参画する地域住民の増加 R6:910万人

長期アウトカム（成果目標）

地域と連携した教育活動の充実により、地域に愛着を持った児童生徒を育成

【参考】「地域や社会をよくするために何かしてみたい」と感じている児童生徒の割合 R6:83.5%

(担当：総合教育政策局地域学習推進課)

補助金受給自治体におけるコミュニティ・スクール導入率の分布

令和 6 年度 地域と学校の連携・協働体制構築事業

全自治体		自治体数	割合
補助金受給自治体		1,376	100%

CS設置率 ＊	1 0 0 %	930	67.5%
	9 0 ～ 9 9 %	41	3.0%
	8 0 ～ 8 9 %	23	1.7%
	7 0 ～ 7 9 %	17	1.2%
	6 0 ～ 6 9 %	16	1.2%
	4 0 ～ 5 9 %	40	2.9%
	0 ～ 3 9 %	309	22.4%

＊事業実施自治体の所管学校のうち、コミュニティ・スクールを導入している学校の割合別に自治体を分類。ただし、所管学校の母数から幼稚園は除いている。

要件1及び要件2のいずれも満たすこと

要件1：コミュニティ・スクールの導入促進

以下の①、②又は③のいずれかにより地教行法第47条の5の規定に基づくコミュニティ・スクールを導入していること又は導入に向けた具体的な計画があること。

- ① 事業実施自治体において、所管の学校にコミュニティ・スクールを導入していること。
- ② 事業実施自治体において、所管の学校にコミュニティ・スクールを導入するための導入計画を有していること。
- ③ 事業を実施する当該年度に導入計画を策定すること（当該年度に初めて本事業を実施する場合又はやむを得ない理由により前年度に導入計画を策定できなかった場合に限る。）



以下の①又は②のいずれかにより地教行法第47条の5の規定に基づくコミュニティ・スクールを導入していること又は導入に向けた具体的な計画があること。

- ① 令和8年度当初時点で事業実施自治体において、所管の学校の**40%以上で**コミュニティ・スクールを導入していること。
- ② 令和8年度当初時点で事業実施自治体において、所管の学校に**令和8年度以降3年度以内にコミュニティ・スクールの導入率を40%以上にする具体的な計画**を有していること。

要件2：地域学校協働活動推進員の配置促進

地域学校協働活動推進員等を配置していること。

注意!!

- 地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う者であること
- 社会教育法第9条の7に基づく委嘱の有無は問わない



地域学校協働活動推進員等を配置していること。**本補助事業の受給金額（総額）が500万円以上となる地方自治体にあつては、本補助事業を活用して、配置に係る一定額の予算措置（謝金等）を行うこと。**

注意!!

- 地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う者であること
- 社会教育法第9条の7に基づく委嘱の有無は問わない
- **予算措置を行う地域学校協働推進員等の人数は地方自治体の実情に合わせて判断すること**

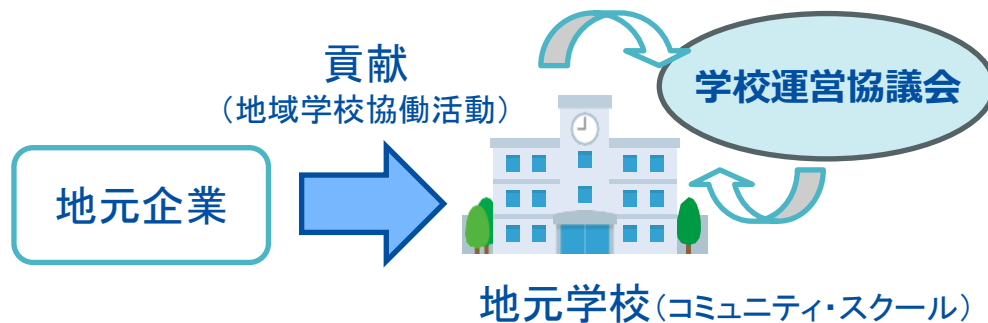
税制改正要望

【地元企業の地域学校協働活動への参画促進に向けた法人税の税額控除の創設】

[法人税、法人住民税]

要望内容

- **地元の学校**における教育活動へ参画し、地域人材の育成、学校運営上の課題解決等に**貢献する地元企業**について、当該企業が支出した貢献に係る費用の一定割合を、当該企業の法人税額から控除。
- 人口減少社会における持続可能な地域経済の振興、充実した学校教育活動の展開に向け、寄附の損金算入による軽減効果に加え、税額控除のメリットを付与することにより、企業の参画を促進する。〔3年間の租税特別措置〕



- ・貢献に係る活動が「地域学校協働活動」として位置付けられていること
- ・活動について学校運営協議会の承認を得ていること
- ・活動日数、貢献に係る費用等が基準以上となっていること

貢献に係る活動例

民間企業がそのリソースを使って学校教育等に貢献する活動

- 専門高校との連携・協働による産業人材育成(講師派遣、実習受け入れ、施設貸与)
- 中学校技術科、高校情報科の指導者・指導補助者派遣
- 学校の働き方改革に係る支援(地域クラブ活動・部活動への指導者派遣等)

背景・現状

- 人口減少が急速に進む中、地域産業を担う人材の育成や持続可能な充実した学校教育活動の展開には、地域における民間企業の参画が必要不可欠。
- 企業の「民の知見」や人的支援をニーズの高い特定分野の活動へ誘導するためには、(損金算入に加えて)強力なインセンティブが必要。

目標・効果

企業が参画する地域学校協働活動の増加により、
・地元産業界が関与する、地域の産業人材の育成が促進される。
・学校における情報教育の充実・高度化が促進される。

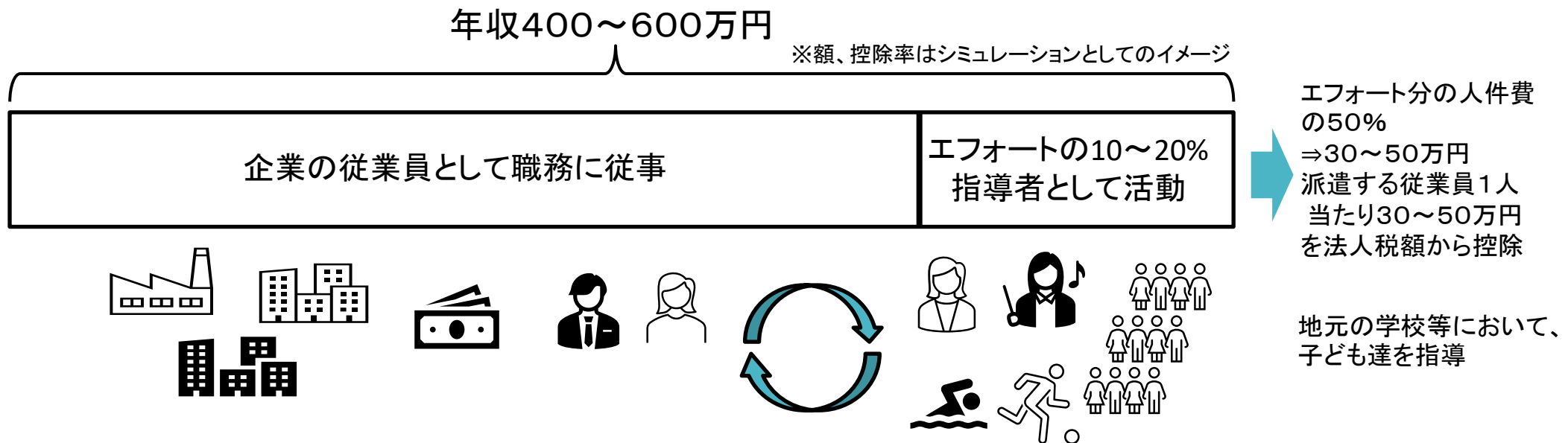
⇒ **官民協働の取組促進により、地方創生、経済活性化を通じた国力増強を実現**

【目標】:

- ・教育課程の一環として継続的に産学連携を実施する専門高校の割合70%(R6年:58.5%)
- ・中学校における情報教育の臨時免許・免許外担任による指導体制(R6年;約2400人)を解消
- ・R10年度までに公立学校のコミュニティ・スクール導入率80%(R6年;58.7%)

民間企業の従業員が学校教育活動の指導者として活躍するモデル

- 民間企業が、雇用する従業員の業務エフォートの一部を、学校教育活動、地域クラブ活動・部活動の指導者としての活動とすることを認める。
- 外部指導員に係る手当だけでは生活費として厳しい現状があるため、企業が従業員として雇用する形をとる。
- 企業としては、**自社の産業分野における次世代の担い手を育成しながら、地元で教育、スポーツ、文化芸術活動に関わりたい若者の獲得**に向けてアピールできる。



これからの**人口減少社会**では、このような**ハイブリット型の働き方**を認めながら社会活動を維持していくことが求められる。協力する企業を後押しするインセンティブが必要。

働き方改革

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の概要

趣旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。

概要

1. 学校における働き方改革の一層の推進

(1) 教育委員会における実施の確保のための措置

- ・ 教育委員会に対し、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置(業務量管理・健康確保措置)を実施するための計画(業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。)の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- ・ 計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- ・ 計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

→ 給特法第8条関係

2. 組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとする。

→ 学校教育法第27条、第37条関係

3. 教員の処遇の改善

(1) 高度専門職にふさわしい処遇の実現

教職調整額の基準となる額を給料月額4%から10%まで段階的に引き上げる。

※幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、処遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。

→ 給特法第3条関係

(2) 学校における実施の確保のための措置

- ・ 公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。

→ 学校教育法第42条関係

- ・ 公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。

※学校運営協議会を置く学校

→ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5関係

(2) 職務や勤務の状況に応じた処遇の実現

- ・ 義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする(学級担任への加算を想定)。

→ 教育公務員特例法第13条関係

- ・ 指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。

→ 給特法第3条、第5条関係

施行期日

1及び2については、令和8(2026)年4月1日

3については、令和8(2026)年1月1日

→ 附則第1条関係

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 新旧対照表

第四節 学校運営協議会 第四十七条の五

旧	新
4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。	4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成、 <u>当該対象学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施</u> その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

十一、業務量管理・健康確保措置の実施における学校運営協議会の役割の重要性に鑑み、学校運営協議会の設置を推進するとともに、学校運営の支援機能向上、学校運営協議会委員の研修の改善と適切な処遇を行うこと。

令和七年六月十日 参議院文教科学委員会

法改正を踏まえた対応例（1/2）

コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）

学校運営協議会

学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行う
校長が作成する**学校運営の基本的な方針**を承認

【法改正により求められる事項】

校長が作成する「**基本的な方針**」に、
業務量管理・健康確保措置(※)の実施に関する内容を含める

校長

①報告

学校における
・働き方改革の取組内容
・取組の実施状況等
について報告

報告

②協議

報告内容を基に、
・学校、保護者、地域住民等の業務分担の在り方
・業務の優先順位を踏まえた精選・見直し
等について協議

※その際、「学校・教師が担う業務に係る3分類」の「基本的には学校以外が担うべき業務」について、例えば、
✓保護者・地域住民等に対応を依頼することが出来ているか
✓その他の業務について教師の負担軽減に必要な支援が得られているかを確認。

④基本的方針の作成・承認

学校において講ずる
「**業務量管理・健康確保措置**」の内容を**基本的な方針**
に明記し、学校運営協議会の承認を得る。

意見

説明

承認

⑤アクション

保護者・地域住民等と連携しつつ、業務量管理・健康確保措置の適切な実施に取り組む。

③体制構築等

必要な体制を構築するため、学校運営協議会として、
・外部機関、地域住民等との調整（ボランティア募集等）
・保護者・地域住民への情報提供
・教育委員会又は校長に対する意見提出等の対応を行う。

地域学校協働
活動推進員等が
コーディネート

意見



法改正を踏まえた対応例（2/2）

学校運営協議会を設置していない学校の対応

学校運営協議会の「類似の仕組み」や学校評議員、学校関係者評価の仕組み等を活用し、保護者、地域住民等の理解と協力を得て、「業務量管理・健康確保措置」に係る対応を行うよう努めるものとする。

（参考）「学校・教師が担う業務に係る 3 分類」

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理（公会計化等） ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応 ※ 勤務時間前などに学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築	⑥調査・統計等への回答（学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施） ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画） ⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討） ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理（教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討） ⑩校舎の開錠・施錠（副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進） ⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮（地域住民等の支援や、輪番等を促進） ⑫校内清掃（児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進） ⑬部活動（部活動の地域展開・地域連携を推進） ※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画。	⑭給食の時間における対応（食に関する指導については、栄養教諭等が対応） ⑮授業準備（教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、デジタル技術の活用を促進） ⑯学習評価や成績処理（採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進） ⑰学校行事の準備・運営（関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討） ⑱進路指導の準備（就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進） ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの協働等を促進）

（※）「業務量管理・健康確保措置」

教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 7 条第 1 項）

基本的には学校以外が担うべき業務

取組内容	都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1,731)	総計 (n=1,798)
  : 実施率（※1）が80%以上の項目  : R5調査に比べて5%以上増加している項目				
①登下校時の対応は、 学校以外の主体 （地方公共団体、教育委員会、保護者、スクールガード・リーダー、地域人材等）が中心に対応している	47.4% 	 85.0%	73.0% 	72.6% 
②放課後から夜間等における見回り、児童生徒が補導された時の対応は、 学校以外の主体 （地方公共団体、教育委員会、保護者、地域人材等）が中心に対応している	38.3% 	45.0% 	44.9% 	44.7% 
③ 学校徴収金 （給食費を含む）の徴収・管理は、 公会計化または教師が関与しない方法 （地方公共団体や教育委員会による徴収・管理を含む）で徴収・管理等を行っている	68.1%	70.0% 	45.9%	46.7%
④ 地域人材等との連絡調整 は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、 地域学校協働活動推進員 （社会教育法第9条の7）等の 学校以外の主体 が中心に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している	38.3% 	70.0% 	50.7%	50.6%

※1 各取組について、【a:既に実施した又は実施中】【b:実施に向けて検討中】【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】のうち、【a:既に実施した又は実施中】を選んだ自治体の割合を「実施率」としている。

※2 問①は、所管する全ての学校において、該当する業務がない教育委員会数を対象から除いた上で実施率を算出している。

【事例】学校運営協議会を起点とした学校における働き方改革（埼玉県戸田市）

地域住民や保護者の理解・協力を得ながら学校における働き方改革を一層推進するため、教育委員会による指導・支援のもと、学校運営協議会で学校における働き方改革に関する熟議を推進。

学校・学校運営協議会の取組

- ◆学校運営協議会において、**学校における働き方改革に関するテーマ**について、熟議。教職員を交えた拡大学校運営協議会でも取り扱っており、**継続的・重点的に取り組んでいる**。

➡今まで**教員が担っていた業務の一部を地域の方へ依頼**。

例

- ・行事（運動会、学校公開、音楽会 等）における片付け、保護者の受付・誘導、警備
- ・体力テストや家庭科の実習の補助
- ・校外学習の引率
- ・入学当初の1年生の、登校時・登校後や休み時間の見守り、清掃や給食の補助
- ・保護者懇談の際の児童の見守り
- ・保護者が来校し、児童と共にトイレ清掃を重点的に実施
- ・登下校時のルールや見守りの際の指導の内容について、学校と地域で共に考案（→業務時間の削減でなくとも、教員にとって大きな連帯感が生まれる）



教職員を交えた拡大学校運営協議会

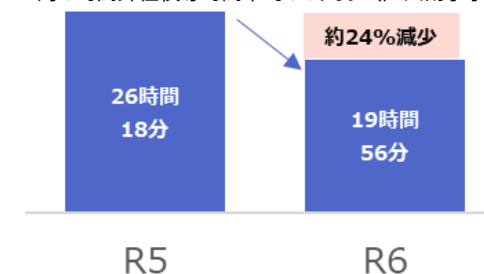


地域住民による登校時の見守り

成果と今後の展望

- ◆市内の教職員の**時間外在校等時間が減少**。
- ◆戸田南小のように、学校運営協議会ごとに工夫を凝らした取組が見られはじめるようになった。
- ◆今後は、教育委員会の支援を**学校の実情に応じて伴走**することでさらに**自走を促していく取組にシフト**。

4～1月の時間外在校等時間平均のグラフ（戸田南小学校）



CS×働き方改革（岡山県浅口市）

岡山県浅口市では、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を活用し、育てたい子供の姿や学校・家庭・地域の課題を共有したうえで、**学校業務の棚卸し**に取り組むとともに、学校・家庭・地域の役割分担と連携・協働を進め、**教職員の意識改革**や**教育の質の向上**など、**学校の働き方改革**を推進

1 業務内容の棚卸し

➤ コミュニティ・スクールの導入により、保護者や地域と協議し、共通理解のもとで業務の見直しを進めることが可能に

- 教職員、保護者、地域住民で熟議を実施
→ 共通理解した上で、業務の廃止・簡略化を検討



熟議の様子

2 活動の再整理・再認識

➤ 熟議の過程で、教員自身が教育活動の目的や必要性を再整理・再認識し、業務の見直しや意識改革につながる

- 一律の家庭訪問を廃止し、希望懇談制に変更
- 学校行事「とんど祭り」を、学校運営協議会主催で土曜日に開催
- 運動会を、小・中・地域合同運動会として開催

3 地域と連携・協働した活動

➤ 保護者や地域との共通理解・信頼関係のもと、地域学校協働活動を実施することで、教育の質の向上、教員の負担軽減に

- 休み時間にボランティア（保護者）が校内見守り
- コーディネーターが、不登校児童に対して地域の立場からサポート
- 学校とPTA主催の活動を、親子体験教室として土曜日に開催

CS×働き方改革（東京都杉並区立天沼小学校）

杉並区では、全公立学校で学校運営協議会を設置。学校運営協議会において承認された学校の基本方針のもと、学校支援本部で地域の人々が関わる地域学校協働活動を展開しており、近年は学校の働き方改革に資する活動が充実。

学校運営協議会における棚卸し

学校運営協議会で、協議会委員と教師による熟議を通して、学校の業務・活動等の棚卸しを実施。教師の困り感を共有し、お互いの立場を尊重し合いながら分担等の協力を推進。



地域住民が担う教師の業務負担軽減につながる活動



キャリア教育

天沼会社経営プロジェクト（AKP）
町探検、お店番体験

土曜日学校

あまぬまハッピーさたでい



日本の伝統・文化理解教育

百人一首、伝統和楽器、
昔の道具、華道

教育課程外の活動

読書活動（お話会、読み聞かせ）
図書館整備活動、校内掲示

放課後子供教室

あまぬまハッピーくらぶ

学習支援

校外活動の引率、1年生サポート、
展覧会、音楽会等の行事運営

協働して行う地域活動

地域食堂キッチンあまぬま、
天沼小学校震災救援所

学校運営協議会において、H31年の中央教育審議会答申で示された「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、これまで学校主導で取り組んできた活動内容を検討し、そのいくつかを地域主導に移行した。

学校・学校運営協議会の取組

学校運営協議会で協議し、学校運営協議会の各部会において、**既存の学校における取組の中から**、地域主導で実施可能な事項について検討を行った。



地域の塾の協力による夏季補充学習



地域住民による挨拶運動



地域の高校と連携した部活動

◆R4年度中に、各部会における以下の取組について、**地域主導による実施を実現**した。

知 →地域の民間塾や高校（教員・生徒）の協力による夏季休業中の補習

※教員が実施していた補習を地域へ移行

徳 →地域住民による交通安全運動期間（年4回）の挨拶運動・見守り活動

※教員が当番制で行っていた活動を地域へ移行

体 →地元の高校生や高校の教員を指導者として部活動に招く

※専門的な指導のできる高校教員・高校生が支援

その他→定期テストの最終日に部活動加入生徒を集め、基礎体力づくりの講座を実施（※令和4年度実施）

※教員はテストの採点時間を確保することができる

成果と今後の展望

◆地域主導の取り組みに移行したことにより、**活動内容がさらに充実**した。

◆教職員の意識においても、**CSが業務カイゼンに寄与している**ことが顕著に確認された。

教職員アンケート「各種のCS活動によって、教職員の『業務カイゼン』が進んでいる」に対する肯定的回答の割合

R4:100%

R5:100%

学校運営協議会で学校と地域の目標や課題を共有し、地域コーディネーターを中心に住民と協力して解決に取り組むことで、教員の負担を減らし、地域学校協働活動を推進する。

学校・学校運営協議会の取組

学校課題の共有と 解決に向けた地域連携

＜石巻市立向陽小学校の例＞

学校の課題解決に向けて

学校運営協議会で課題について話し合い、地域コーディネーターが地域や団体と連携し、解決に向けた地域学校協働活動を行っている。

持続可能な学校運営体制の構築

地域人材の活用による 教育活動の充実と負担軽減

＜主な取組＞

○ 学習支援サポーター

- ・ 1年生サポーター
入学当初より新入生の身の回りのお世話を行う活動（4・5月）
- ・ ミシン指導の補助
高学年の授業（ミシン指導）のサポート

○ 読書活動の推進

- ・ 授業前読み聞かせ
図書ボランティアによる授業前の読み聞かせ
- ・ 国語お話の時間
地域ボランティアによるたっぷり本に親しむ時間
- ・ 図書館開放
ボランティアによる、長期休業中の図書館開放

○ 放課後の学習等の活動の場

- ・ 放課後学び教室
毎週木曜日の放課後、地域住民による学習支援と見守り
- ・ 放課後子ども教室
民間団体・地域住民による様々なプログラムの体験活動



1年生サポーター
校外学習に引率しての見守り活動



図書ボランティアによる読み聞かせ

成果と効果

- ボランティアとして学校運営に参加する地域住民が増え、学校と家庭、地域が連携して学校づくりができてきている。
- 地域住民が見守り活動や防犯活動に参加することにより、子供たちの地域や住民への認識が高まっている。
- 学校運営協議会で話し合われた課題に対して、学校地域支援コーディネーターをはじめとした委員から地域住民、地域ボランティア等に協力の呼びかけがスムーズに行われ、これまで以上に学校と地域が協働するようになった。

学力低下問題対策

経年変化分析調査・保護者に対する調査の結果（概要）のポイント

令和7年7月

文部科学省・国立教育政策研究所



1 経年変化分析調査・保護者に対する調査の概要

	経年変化分析調査	保護者に対する調査
調査目的	全国的な学力の状況について、経年の変化を把握・分析し、今後の教育施策の検証・改善に役立てる。	家庭状況と学力等の関係について、経年の変化を把握・分析し、今後の教育施策の検証・改善に役立てる。
調査実施日	令和6年5月13日(月)～6月28日(金)	左記期間に学校を通じて実施
調査対象	国・公・私立の小学校6年生、中学校3年生の児童生徒【抽出】	本体調査及び経年変化分析調査を実施した児童生徒の保護者
調査内容	国語、算数・数学、英語（中学校のみ）	児童生徒の家庭における状況、教育に関する考え方等に関する質問調査

	PBT(※1)	CBT(※2)
小学校	国語・算数 各300校(約3万人)	国語・算数 各300校(約3万人)
中学校	国語・数学・英語 各250校(約7万人)	国語・数学・英語 各250校(約7万人)

(※1) 前回までと同様の、冊子を用いた筆記形式

(※2) 児童生徒のICT端末を用いたオンライン方式

- ①令和6年度調査については、前回までと同じPBTで実施した学校の結果により比較した。
- ②同一内容をCBTで実施したところ、画面レイアウトや操作等の影響が生じた問題が見られた。

2 経年変化分析調査の結果

平成28年度、令和3年度、令和6年度（PBT実施校）の結果を比較したところ、各教科において以下のようなことが観察された。ただし、全国の本調査のスコア分布の状況に関する変化の有無は中長期的に継続して分析する必要があり、次回（令和9年度予定）以降の結果もあわせて引き続き分析していくこととする。

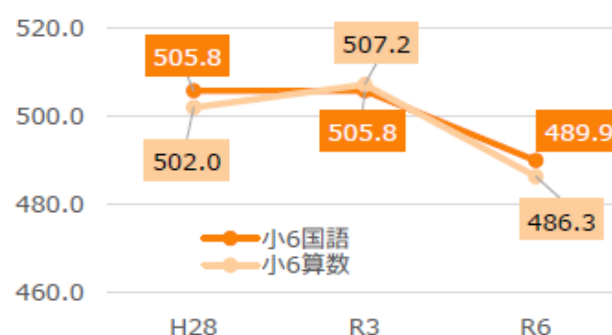
(1) 国全体のスコアの推移（基準年との比較）

- ・小学校国語・算数、中学校国語・英語については、本調査のスコアの低下が見られた。
- ・中学校数学については、本調査のスコアの変化は見られなかった。

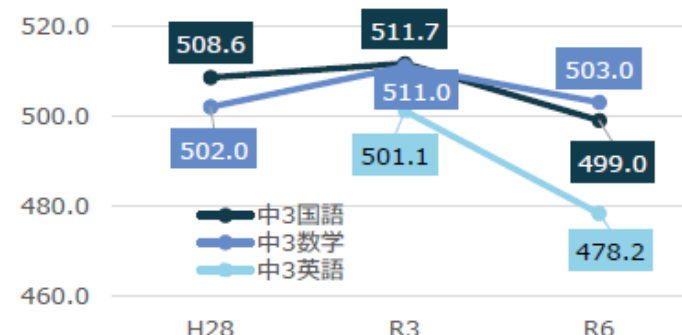
(2) 社会経済的背景（SES）とスコア

- ・SESが低い層の方がスコアの低下が大きい状況が確認された（中学校英語を除く）。

平均スコアの推移（小学校）

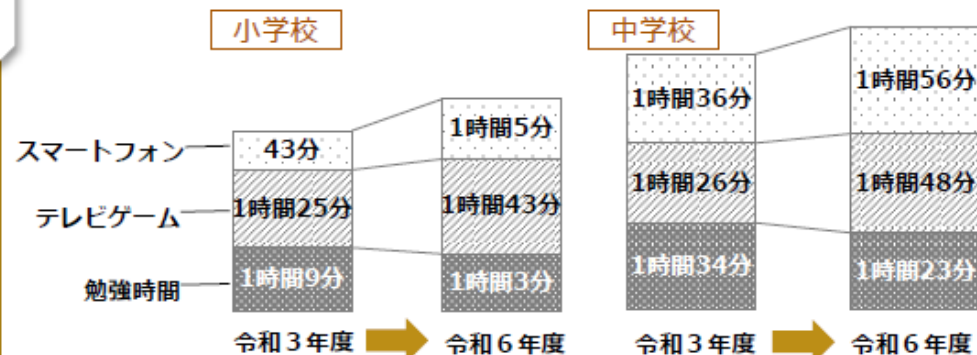


平均スコアの推移（中学校）



児童生徒の学校外での過ごし方

子供の学校外での平均的な過ごし方（平日）



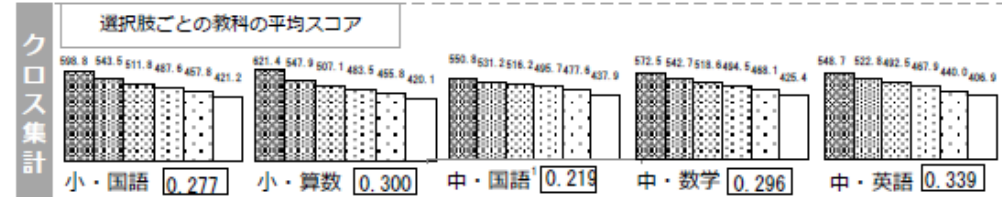
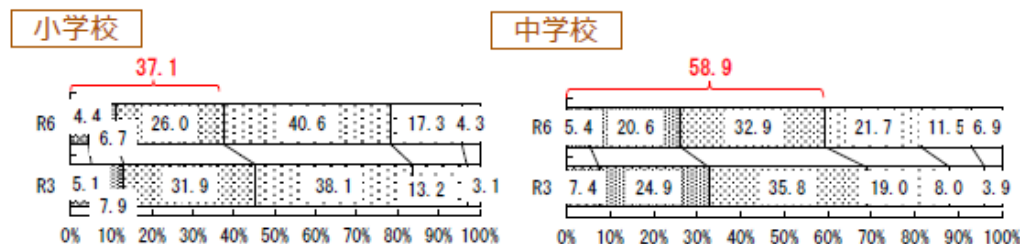
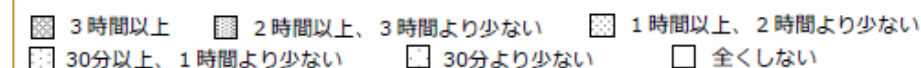
また、SESが低いグループほど、勉強時間が短く、テレビゲーム・スマートフォンの使用時間が長い。

(注) グラフの時間は令和3・6年度「保護者に対する調査」の以下の質問の各選択肢の中央値を基に、平均値を算出。

- ・お子さんは、学校の授業時間以外に、普段（学校のある日）、1日当たりどのくらいの時間、勉強しますか（学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、ICT機器を活用してインターネットのコンテンツから学ぶ時間も含む）。
- ・お子さんは、普段（学校のある日）、1日のうち何時間程度、テレビゲーム（コンピュータゲーム・携帯型ゲーム・スマートフォンなどのゲームを含む）をしていますか。
- ・お子さんは、普段（学校のある日）、1日のうち何時間程度、携帯電話やスマートフォンを使っていますか。

- ◆ 学校外での勉強時間は前回調査から減少。学校外での勉強時間が長いほど、経年変化分析調査のスコアが高い傾向。

子供の平日の勉強時間



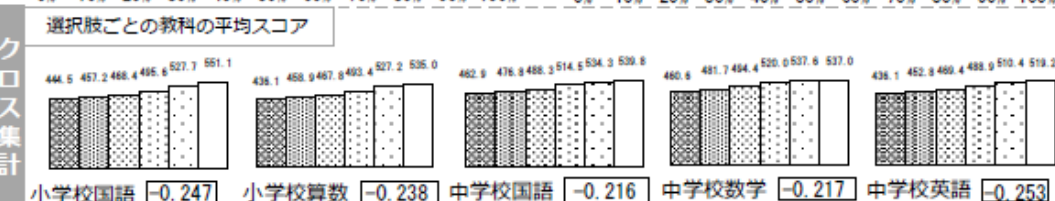
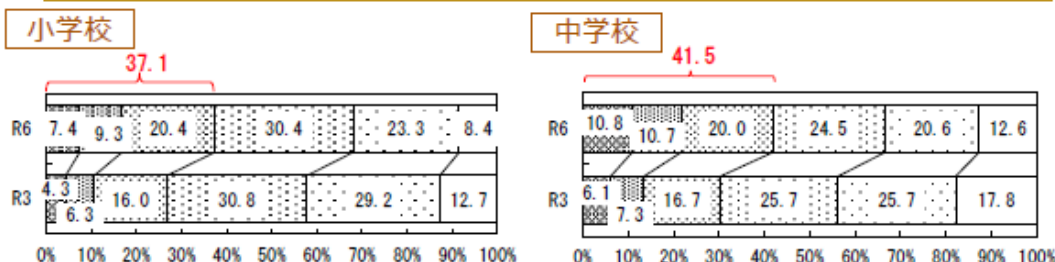
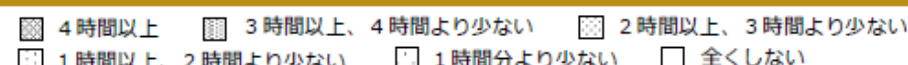
※掲載している割合を示すグラフは誤記入、無回答を除いているため、合計しても100%に満たない場合がある。

※ 内の数字は相関係数

(注) 過去の保護者に対する調査結果と厳密に比較する際には、抽出対象となる母集団の違いや回収率等を考慮した分析が必要。

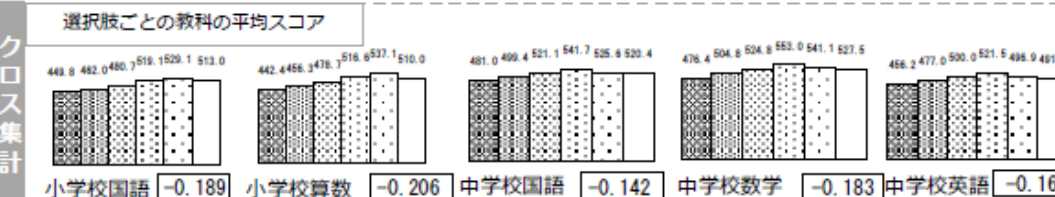
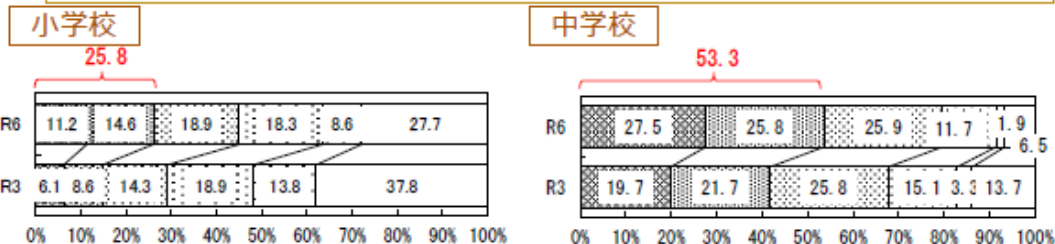
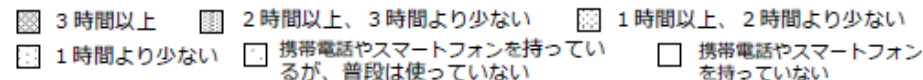
- ◆ テレビゲームの使用時間は前回調査から増加。テレビゲームの使用時間が長いほど、経年変化分析調査のスコアが低い傾向。

子供の1日のテレビゲームの時間



- ◆ スマートフォンの使用時間も前回調査から増加。スマートフォンの使用時間が一定程度を超えると、経年変化分析調査のスコアは低下。

子供の1日の携帯電話・スマートフォンの時間



学校外での過ごし方に影響を与えるもの

(注) 過去の保護者に対する調査結果と厳密に比較する際には、抽出対象となる母集団の違いや回収率等を考慮した分析が必要。

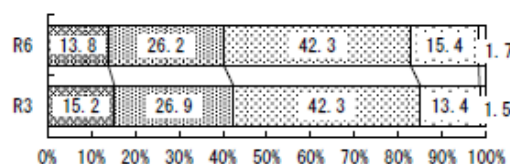
- ◆ 子供と勉強の話をする保護者の割合は減少（そのような保護者の子供の方が勉強時間が長い。）。
- ◆ 学校生活が楽しければ、良い成績を取ることはこだわらない保護者の割合は増加（そのような保護者の子供の方が勉強時間が短い。）。

普段（学校のある日）、お子さんと学校の勉強のことについて話をしていますか。

■ いつもしている ■ よくしている ■ ときどきしている
■ あまりしていない □ 全くしていない

小学校

※中学校でも同様の傾向。

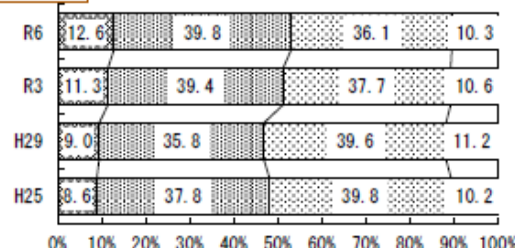


学校生活が楽しければ、良い成績をとることはこだわらないと考えますか。

■ あてはまる ■ どちらかといえば、あてはまる
■ どちらかといえば、あてはまらない □ あてはまらない

中学校

※小学校でも同様の傾向。



- ◆ テレビゲーム、SNS・動画視聴の保護者の使用時間が長いと、子供の使用時間もそれぞれ長い。
- ◆ 「ゲームの時間を限定している」保護者の子供の方が、テレビゲームの時間が短い。
- ◆ 「スマホルールを守るよう促す」保護者の子供の方が、SNSや動画視聴の時間が短い。

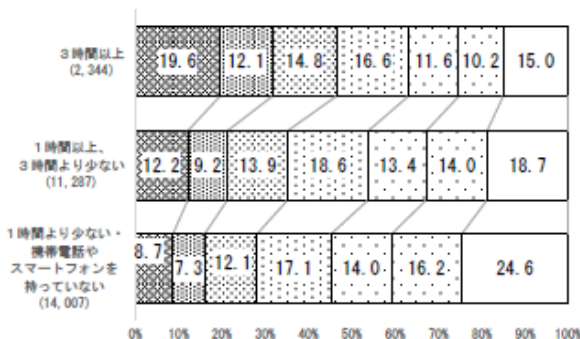
子供のSNS・動画視聴の時間

■ 4時間以上 ■ 3時間以上、4時間より少ない ■ 2時間以上、3時間より少ない
■ 1時間以上、2時間より少ない □ 30分以上、1時間より少ない □ 30分より少ない

小学校

※中学校でも同様の傾向。

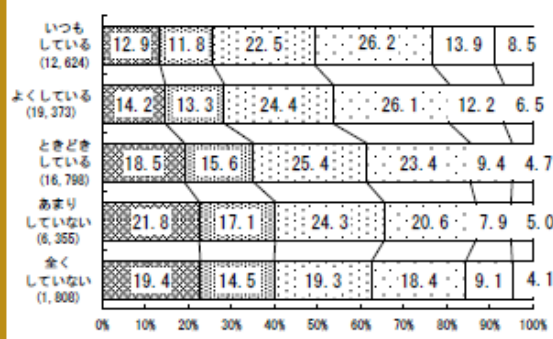
保護者のSNS・動画視聴の時間



中学校

※小学校でも同様の傾向。

スマホルールを守るよう促す



- ◆ 授業が「よく分かる」と回答している児童生徒の方が勉強時間が長く、テレビゲーム、SNS・動画等の時間が短い。

小学校

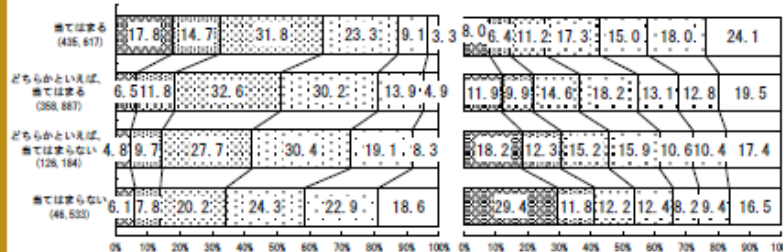
平日の勉強時間

■ 3時間以上 ■ 2時間以上、3時間より少ない
■ 1時間以上、2時間より少ない ■ 30分以上、1時間より少ない
■ 30分より少ない □ 全くしない

SNS・動画視聴

■ 4時間以上 ■ 3時間以上、4時間より少ない
■ 2時間以上、3時間より少ない ■ 1時間以上、2時間より少ない
■ 30分以上、1時間より少ない ■ 30分より少ない □ 携帯電話やスマートフォンを持っていない

算数の授業よく分かる



- ◆ 授業がよく分かる場合も分からない場合も、家で保護者と勉強の話をする児童生徒の勉強時間が長い。

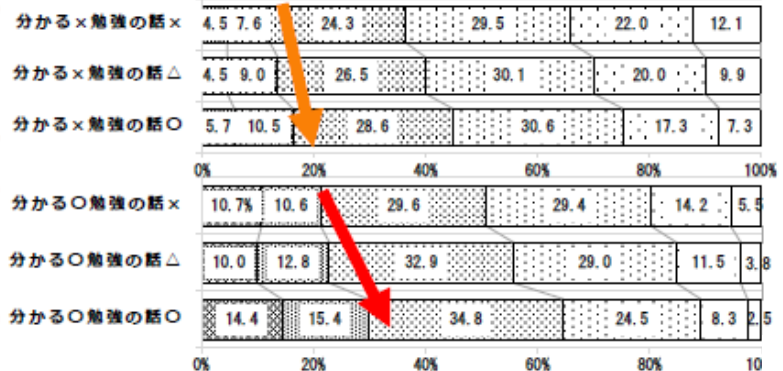
平日の勉強時間

■ 3時間以上 ■ 2時間以上、3時間より少ない
■ 1時間以上、2時間より少ない ■ 30分以上、1時間より少ない
■ 30分より少ない □ 全くしない

三重クロス集計

[算数の授業よく分かる] × [勉強の話] × [平日の勉強時間]

小学校

分らない
分かる

1 調査結果を活用した追加分析等、次回調査の検討

- **令和6年度経年変化分析調査・保護者調査の結果を活用した追加分析**
 - ・ 今回の調査から明らかになった課題について、大学等の研究機関等の専門的な知見を活用して高度な分析を行う。分析内容は以下のとおり。

経年変化分析調査でのスコアの低下傾向について、児童生徒の状況、家庭の社会的背景（SES（Socio-Economic Status））を含む家庭の状況、学校の状況の変化等から要因を探る。また、広く社会変化の影響をとらえる手法について検討する。

- **集計結果データの貸与**
 - ・ 大学等の研究者による多様な学術研究の分析等を促進するため、集計結果データ等の貸与を実施。
- **次回令和9年度調査の設計の検討**
 - ・ 令和9年度はCBT方式を基本として計画しているが、調査方式の違いによる解答への影響（モードエフェクト）等も踏まえて、令和6年度からの経年変化を適切に分析するための調査方式について更に検討する。
 - ・ モードエフェクトの分析等から得た知見を生かし、悉皆調査等の問題作成を進める。

2 学習指導要領の着実な実施・改訂に向けた検討

- **主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善**
 - ・ 学習指導要領の趣旨・内容の周知・徹底のため、全国の都道府県等教育委員会の指導主事を対象とした協議会を実施。
 - ・ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた全国の授業づくりの好事例の収集・分析を行い、サポートマガジン「みるみる」として公表。引き続き、事例の普及に取り組む。
- **学習指導の充実**
 - ・ 今回明らかになった課題の解決に資するデジタル技術の活用方法について発信を実施。
 - ・ 英語において、科学的知見に基づいた実践的なオンライン研修や、英語を学ぶ動機付けの強化等の観点から、AIを活用した英語教育の実証事業を実施。
 - ・ 小学生等に学校外での自身の興味・関心に沿った楽しく利用できる学習コンテンツについて周知（「たのしくまなび隊」など）
- **次期学習指導要領に向けた中央教育審議会における検討**
 - ・ 経済的に困難な背景のある子供たちを含め、子供たち一人一人が必要な資質・能力を育成できるよう、各教科等の改善や柔軟な教育課程編成の在り方について、次期学習指導要領に向けた検討を行う。

3 児童生徒の学習習慣・生活習慣の確立

- **学習支援**
 - ・ 小学生等に学校外での自身の興味・関心に沿った楽しく利用できる学習コンテンツについて周知（「たのしくまなび隊」など）【再掲】
 - ・ 教員OBや大学生などの地域住民の協力を得て行う、中学生・高校生等を対象とした放課後等の学習支援活動（地域未来塾）について補助を実施。
- **テレビゲームやスマートフォンの使用**
 - ・ 文部科学省情報モラルポータルサイトにおいて、児童生徒向けの情報モラルに関する動画教材を提供するとともに、教職員等を対象としたオンライン研修会を開催。
 - ・ こども家庭庁をはじめとした関係省庁と連携し、青少年インターネット環境整備基本計画（第6次）に基づき、利用時間に関する「親子のルールづくり」の推奨など、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育・啓発活動等を推進。
 - ・ 児童生徒等の基本的な生活習慣（スマートフォンの使用を含む。）に関する調査研究を実施。

4 保護者の支援

- **家庭教育の支援**
 - ・ 地域の子育て経験者等により組織される「家庭教育支援チーム」の活動に対する支援を充実させることなどにより、保護者に寄り添う家庭教育支援の推進を図る。
- **保護者からの相談対応や支援機関への働き掛け**
 - ・ 様々な課題を抱える児童生徒のニーズを把握し、支援を展開するとともに、保護者からの相談対応や支援機関への働き掛けなどを行うスクールソーシャルワーカーの配置拡充。
- **調査結果に関する周知・広報**
 - ・ こども家庭庁と連携して、今回の経年変化分析調査・保護者に対する調査から明らかになった知見を、保護者や地域で子育て支援に関わる者に対して周知。

5 教師を取り巻く環境整備

- **きめ細かな指導体制の整備**
 - ・ 中学校35人学級化（令和8年度から）や、小学校高学年及び中学年で教科担任制の拡充、中学校生徒指導担当教師の配置拡充、貧困など個々の学校が抱える課題への対応等、学校の指導・運営体制の充実。
- **子供と向き合う時間の確保**
 - ・ 教師が教師でなければできない仕事に集中することができるよう、学校における働き方改革の更なる加速化や、教員業務支援員などの支援スタッフの配置充実。

地域住民等の参画による放課後等の学習支援（地域未来塾）

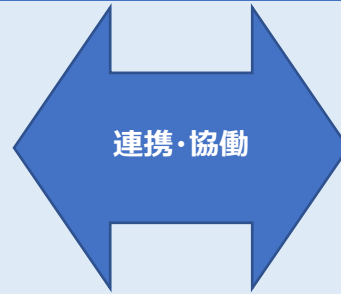
全ての児童生徒を対象に、退職教員や大学生等の地域住民等の協力により実施する原則無料の学習支援

地域学校協働活動

- 教育活動、授業内容、全国学力・学習状況調査の状況等の共有
- 宿題実施にあたっての指導方法等の共有
- 学校で実施できなかった実験等の実施依頼



地域学校協働活動推進員
(地域と学校をつなぐコーディネーター)



地域住民等の参画による放課後等の学習支援

学校の空き教室や図書室、公民館等において、学習支援等を実施

学習支援員等

参画

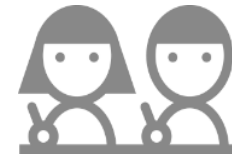
退職教員、大学生、地域住民、
民間教育事業者等の様々な地域人材

【学習支援活動の例】

- 予習・復習、補充学習・ICT（学習アプリ等）を活用した学習
- 英検・数検等検定試験対策、定期考査前の集中プログラム



- 実費以外は原則利用者負担なし
- 家庭の経済状況等にかかわらず、全ての児童生徒が参加可能
- 複数校の児童生徒を対象とした教育支援や、外国籍の生徒を対象とするプログラムなど地域の実情に応じて多様な支援が可能
- 学習支援員等への謝金や消耗品費等を国より一部補助
※R6年度実績：4,252教室（444自治体）



- 社会的経済的背景によらず、**誰もが学ぶことができる環境の実現**
- コミュニティ・スクールとの一体的な推進により、学校での教育課程と連動したプログラムの実施や、教育課程内では不足する部分の補習等の実施が可能

学校と地域住民等が連携・協働して活動に関わることで、**地域全体で子供たちの成長を支えていくための体制の構築を図る**

全国フォーラム

「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」について

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進による地域とともにある学校づくりに向けて、保護者、地域住民、学校関係者等を対象としたフォーラムを開催し、取組の充実と全国的な普及を図る

R7年度の予定

開催地	期日	会場等	主催
千葉県	8月2日（土）	千葉県教育会館 （WEB配信併用）	・文部科学省 ・千葉県教育委員会
仙台市	11月8日（土）	東北学院大学 五橋キャンパス （WEB配信併用）	・全国コミュニティ・スクール連絡協議会 ・文部科学省 ・仙台市教育委員会

R4～R6年度実績

年度	開催地	期日	会場等	テーマ	主催
R6	山梨県	7月13日（土）	山梨県立文学館・美術館 （WEB配信併用）	学校と地域で高め合おう！子供・教師・家庭・地域のウェルビーイング ～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を通して～	・文部科学省 ・山梨県教育委員会
	金沢市	11月8日（金）	金沢市文化ホール （WEB配信併用）	持続可能な社会の創り手の育成 ～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的取組を通して～	・全国コミュニティ・スクール連絡協議会 ・文部科学省 ・金沢市教育委員会
	文部科学省	2月28日（金）	文部科学省第1講堂 （WEB配信併用）	コミュニティ・スクールの“これまで”と“これから” （※同日午前到大臣表彰を実施）	・文部科学省
R5	茨城県	7月15日（土）	茨城県庁 （WEB配信併用）	これからのコミュニティ・スクール ～令和の日本型学校教育の実現に向けて～	・文部科学省 ・茨城県教育委員会
	南部町 （鳥取県）	12月15日（金）	米子コンベンションセンター キナルなんぶ （WEB配信併用）	コミュニティ・スクール その先へ ～今こそ魅せる大人の本気～	・全国コミュニティ・スクール連絡協議会 ・文部科学省 ・鳥取県教育委員会 ・南部町教育委員会
R4	兵庫県	6月11日（土）	神戸ポートオアシス （WEB配信併用）	正しく学ぶ これからのコミュニティ・スクール	・文部科学省 ・兵庫県 ・兵庫県教育委員会 ・全国コミュニティ・スクール連絡協議会
	玖珠 （大分県）	10月29日（土）	くすまちメルサンホール （WEB配信併用）	コミュニティ・スクールがつくる令和の学校	・全国コミュニティ・スクール連絡協議会 ・文部科学省 ・大分県教育委員会 ・玖珠町教育委員会
	文部科学省	2月3日（金）	WEB配信のみ	大臣表彰の受賞取組の事例研究 （※同日午前到大臣表彰を実施）	・文部科学省

全国コミュニティ・スクール研究大会 in 仙台
地域とともにある学校づくり推進フォーラム2025仙台

多様なつながりの中で
共に学び支え合う
社会の実現に向かって

自然災害からの復興・創生を通して考える
コミュニティ・スクールと
地域学校協働活動の可能性

2025年11月8日(土)

10:00~16:00

閉会行事後にサブプログラムあり

会場 東北学院大学 五橋キャンパス
仙台市若林区清水小路3-1

定員 全体会場参加定員 900名
分科会場参加定員 分科会①~④ 各80名
分科会⑤ 50名
各分科会定員で締切ります(先着順)。

対象 学校管理職・教職員、行政職員、学校運営協議会委員、
地域学校協働活動推進員、地域コーディネーター、
学校評議員、学校支援ボランティア、保護者、
地域住民や自治会・PTA・企業団体等、
地域と学校の活動に関わっている全ての方

下記二次元コードまたは下記URLからお申込みください

会場参加 または WEB視聴 **参加申込**

<https://www.csforum2025.jp/form>

申込期限 10月30日(木)

大会の詳細情報
大会ホームページ

<https://sites.google.com/jp/sendai-cs-id/jp/cssenda2025/home>

お問合せ 全国コミュニティ・スクール研究大会in仙台事務局(仙台市教育委員会学びの連携推進室内)
tel. 022-214-8438 mail. cssenda2025@city.sendai.jp

参加費
無料

ACCESS

- 地下鉄南北線 五橋駅 南2出口 直結
- JR仙台駅から徒歩15分
- 会場には駐車場がありませんので、車でお越しの場合は近隣の有料駐車場をご利用ください。



震災遺構 仙台市立荒浜小学校 について
「震災の教訓、地域の記憶、後世へ」
大会の前後にお時間がございましたら、ぜひお訪ねください。
<https://arahama.sendai311-memorial.jp/>

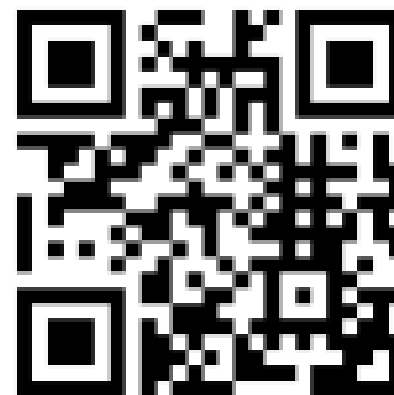
全国フォーラム

令和7年11月8日(土)

@東北学院大学にて

10:00~16:00

※会場参加・Web視聴
いずれも無料



主 催: 全国コミュニティ・スクール連絡協議会、文部科学省、仙台市教育委員会
後 援: 全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国都道府県教育委員会連合会、全国市町村教育委員会連合会、指定都市教育委員会協議会、
全国都市教育長協議会、中核市教育長会、全国町村教育長会、公益社団法人日本PTA全国協議会、一般社団法人全国高等学校PTA連合会、
公益社団法人全国子ども会連合会、宮城県教育委員会、仙台市PTA協議会、東北学院大学

手引の改訂

● 現行のガイドライン・手引(3種類)を統合

コミュニティ・スクール導入の準備、運営手法、
地域学校協働活動推進員の役割、自治体の伴走支援
等について解説した関係資料を1つの手引に整理。

(参考)現行のガイドライン・手引等 <https://manabi-mirai.mext.go.jp/document/guideline/>

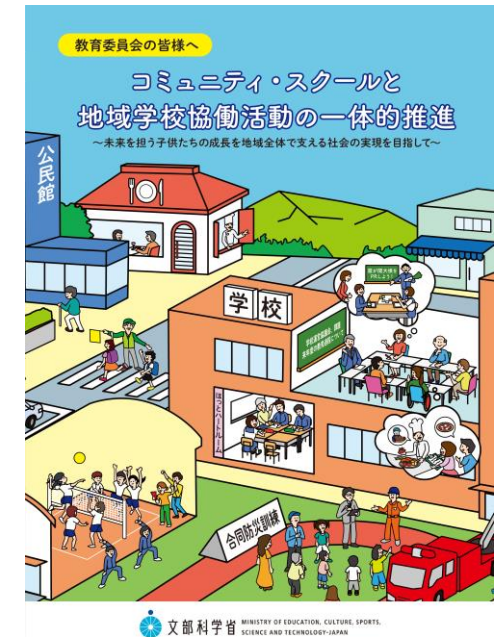
● 近年の動向を踏まえた内容を追加

- ・学校における働き方改革(法改正を踏まえた内容)
- ・地域創生2.0基本構想
- ・放課後児童対策 等

★現在、改訂作業中

本年度中に、イラスト、記載等を整え、確定版を公表予定

表紙イメージ



暫定版(R7.8.2現在)の内容



参考

(次期学習指導要領改訂に係る議論)

義務教育段階の柔軟な教育課程の方向性（調整授業時数制度）

多様な個性や特性、背景を有する子供たちを包摂する柔軟な教育課程編成を促進するため、児童生徒や地域の実態を踏まえて、必要に応じて以下のような取組の一部又は全部の実施を可能とする方向で検討

